

令和6年 第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

令和6年12月13日～令和6年12月17日

熊本県甲佐町議会

令和6年12月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

令和6年第4回甲佐町議会（定例会）目次

○12月13日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 同意第6号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求め ることについて	5
日程第6 同意第7号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	6
散会	8

○12月16日（第2号）

出席議員	9
欠席議員	9
本会議に職務のために出席した者の職氏名	9
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	9
開議	10
日程第1 一般質問	11
散会	44

○12月17日（第3号）

出席議員	45
欠席議員	45
本会議に職務のために出席した者の職氏名	45
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	45
開議	47
日程第1 議案第40号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	47
日程第2 議案第41号 甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例 の制定について	48
日程第3 議案第42号 甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関 する条例の制定について	53

日程第 4	議案第43号	財産の取得について（追認）	55
日程第 5	議案第44号	財産の取得について（追認）	59
日程第 6	議案第45号	令和 6 年度甲佐町一般会計補正予算（第 4 号）	60
日程第 7	議案第46号	令和 6 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	78
日程第 8	議案第47号	令和 6 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	81
日程第 9	議案第48号	令和 6 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）	83
日程第10	各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		85
閉会			86

12 月 13 日（金曜日）

令和6年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和6年12月13日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 12月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月13日 午前10時20分 議長宣告

1. 出席議員

1 番 甲 斐 良 二	2 番 田 中 孝 義	3 番 鳴 瀬 美 善
4 番 森 田 精 子	5 番 佐 野 安 春	6 番 荒 田 博
7 番 宮 本 修 治	8 番 福 田 謙 二	9 番 井 芹 しま子
10 番 宮 川 安 明	11 番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 北 野 太 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲 斐 高 士	副 町 長 三 輪 孝 之
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 荒 田 慎 一
企 画 課 長 北 畑 公 孝	地 域 振 興 課 長 羽 祢 田 直 美
くらし安全推進室長 山 下 玄 介	税 務 課 長 松 野 洋 幸
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	健 康 推 進 課 長 宮 崎 貴美代
住 民 生 活 課 長 奥 名 雄 吉	福 祉 課 長 高 原 貞 典
農 政 課 長 上古閑 一徳	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町民センター所長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 井 上 幸 介
社 会 教 育 課 長 内 田 健 司	
農業委員会事務局長 上古閑 一徳	選挙管理委員会書記長 荒 田 慎 一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9 番 井 芹 しま子 10 番 宮 川 安 明

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 同意第6号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求め
ることについて

日程第6 同意第7号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについ
て

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、令和6年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番井芹しま子議員、10番宮川安明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） 皆さんおはようございます。ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和6年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る12月2日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財政係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり会期を本日12月13日から17日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明のあと人事案件についての審議、14日、15日は、議案調査のため休会、16日は一般質問、17日は同文議決案件、条例案件、財産の取得案件、令和6年度一般会計補正予算並びに各特別会計補正予算についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げご報告いたします。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日12月13日

から17日までの5日間と決定いたしました。

同意第6号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、同意第7号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、議案第40号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、議案第41号から42号までの条例の制定について、議案第43号から44号までの財産の取得について、議案第45号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）、議案第46号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第47号、令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第48号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。

本日は、令和6年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙な中に、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、今期定例会に提出いたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期、定例会にご提案いたしております案件は、同意案件2件、同文議決案件1件、条例案件2件、財産の取得案件2件、補正予算案件4件の、併せて11件であります。

先ず、同意案件といたしましては「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任及び甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意をもとめることについて」を、同文議決案件といたしましては「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を、条例案件といたしましては「甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」他1件を、財産の取得案件につきましては「小学校教師用教科書及び指導書並びに指導教材の購入について」の2件を、財産の取得案件につきましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づきご議決を求めるものであります。次に、補正予算案件といたしましては、まず「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」について、

まず、歳出の主なものとしましては、総務費にふるさと甲佐応援基金積立金として5億2,000万円、民生費に保育の実施費として3,531万1,000円、衛生費に総合保健福祉セン

ター空調設備等改修事業として3,637万7,000円、商工費にふるさと甲佐応援寄付金の増額に伴う経費として8億5,419万6,000円、土木費で社会資本整備交付金の確定に伴う3億2,979万1,000円の減額、消防費にデジタル防災行政無線整備工事として2億円など、歳入の主なものとしたしましては、指定寄附金ふるさと甲佐応援寄付金13億円、緊急防災減災事業債2億3,720万円等を追加し、総額で14億3,914万8,000円を増額し、130億2,592万2,000円としております。

次に、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、特別調整交付金確定に伴うものなどを計上し、22万4,000円を増額し、総額で15億534万5,000円といたしております。令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、新予防給付ケアプラン作成委託料等を計上し、129万6,000円を増額し、総額で17億1,636万5,000円といたしております。令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、事務費などを計上し、16万1,000円を増額し、総額で2億1,835万円といたしております。

以上、今期定例会にご提案いたしております、各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明を行わせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 同意第6号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第5、同意第6号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは同意第6号についてご説明申し上げます。

同意第6号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条の第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、永山恵三。

令和6年12月13日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員である境国嗣氏が令和6年12月25日で任期満了となるためでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の選任理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。甲佐町固定資産評価審査委員会委員としてご提案いたしております永山恵三氏は会社員として長年勤務され、平成27年4月から現在まで北原区行政区長として、また令和5年4月からは乙女地区代表区長として町行政の円滑な運営のためご尽力をいただいております。また、防災士や介護予防サポーターとしても活躍をされ、町の事業にも側面から支援をいただいているところでございます。このように氏は地域からの信頼も厚く、地域行政に対する卓越した識見と豊富な経験をお持ちであることから、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 同意第6号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてでございますけれども、先程、担当課長、町長からもご説明がございましたけれども、現委員である境国嗣氏が6年の12月25日で満期となられ、今回永山氏については行政区長とか代表区長もされ、色んな活躍をされる中、信頼も厚いということで議会の方も賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第6号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第6号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 同意第 7 号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて
○議長（宮本修治君） 日程第 6、同意第 7 号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは同意第 7 号についてご説明申し上げます。

同意第 7 号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めものでございます。

記、氏名、成田充瑠。

令和 6 年 12 月 13 日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員仲原康雄氏が令和 6 年 12 月 13 日で任期満了となるために伴い、後任に成田充瑠氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。教育委員会委員としてご提案いたしております成田充瑠氏は乙女小 PTA 会長、家庭部長を歴任され、現在は乙女地区子供会育成会会長として本町の教育にご貢献をいただいております。このような氏の教育行政に対する豊富な経験と見識を高く評価しており、教育委員会委員として適任と判断し、任命したいので議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10 番、宮川議員。

○10 番（宮川安明君） 同意第 7 号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることにつきましてでございますけれども、ただいま説明にもございました通り、成田充瑠氏は乙女小学校の PTA 会長、そして今は乙女地区子供会育成会会長として頑張っておられるところでございます。私も成田さんはしっかり理解しているものの 1 人ですけれども、教育に対する熱い思いをお持ちの方だという風に思います。教育委員としてしっかり頑

張っていかれるということを確認しておるところでございますので、教育委員として適任であることを踏まえ、同意に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第7号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第7号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（宮本修治君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日14日及び15日は議案調査のため休会、16日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時20分

12 月 16 日（月曜日）

令和6年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和6年12月13日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 12月16日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 12月16日 午後1時42分 議長宣告

1. 出席議員

1 番 甲 斐 良 二	2 番 田 中 孝 義	3 番 鳴 瀬 美 善
4 番 森 田 精 子	5 番 佐 野 安 春	6 番 荒 田 博
7 番 宮 本 修 治	8 番 福 田 謙 二	9 番 井 芹 しま子
10 番 宮 川 安 明	11 番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 北 野 太 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲 斐 高 士	副 町 長 三 輪 孝 之
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 荒 田 慎 一
企 画 課 長 北 畑 公 孝	地 域 振 興 課 長 羽 祢 田 直 美
くらし安全推進室長 山 下 玄 介	税 務 課 長 松 野 洋 幸
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	健 康 推 進 課 長 宮 崎 貴美代
住 民 生 活 課 長 奥 名 雄 吉	福 祉 課 長 高 原 貞 典
農 政 課 長 上 古 閑 一 徳	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 井 上 幸 介
社 会 教 育 課 長 内 田 健 司	
農業委員会事務局長上 古 閑 一 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 荒 田 慎 一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9 番 井 芹 しま子 10 番 宮 川 安 明

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） おはようございます。1番甲斐良二でございます。一般質問通告書に沿って順次質問を進めさせていただきます。本日、私は通告書にあります通り、現在町が整備中でございます甲佐町スタートアップ企業等応援施設整備事業、この1点についてご質問をさせていただきます。担当課もしくは副町長の答弁、よろしくをお願いいたします。本事業につきましては、私の地元でございます甲佐町商店街に整備されている施設でございます。私はもちろんこの事業につきましては賛成、それから推進の立場で質問させていただきますが、一部につきましては疑問に思うこと、クエスチョンマークもございますのでどうぞよろしくお願いいたします。本事業におきましてはこれまで本年3月議会におきまして令和6年当初予算の中で用地買収費用や工事設計委託料が承認され、これまで議会においても7月の全員協議会、それから9月の定例会、それから先の11月の臨時議会において、また先日今期定例会の全員協議会の中においても運営などに関する議論などが十分になされてまいりました。また地元におきましても、7月19日に地元の区長の皆さんや商工会の役員の皆さんを対象としました説明会を、それから7月30日に地元住民を含む関係者を対象とした意見交換会を開催され、十分に地元に対しても説明がなされてきたと思っております。甲斐町長が掲げられます2023年のマニフェスト、この1番に掲載されております甲佐町商店街を中心とする中心市街地の活性化に向けた取り組み、それから14番に掲載されております地元購買率の向上に向けた取り組み、この2つに沿った事業になると思われまして、先の11月議会におきまして私が町長に本事業に対する思いというのをお尋ねをいたしましたところ、甲斐町長の答弁の中で誇りと希望を持って全力で推進するという力強いお言葉を答弁いただきました。本事業の目的、効果といたしましてはスタートアップ事業者等の貸しオフィステナント施設及びオープンスペースを整備することで販

わいを創出するとともに、地元商店街の活性化並びに地元購買率の向上を図るという風になっております。予算面を見ても歳出予算総額を占める用地買収、それから設計工事費を含めた金額が約8,960万というのに対しまして、財源の内訳といたしましてはデジタル田園都市国家構想交付金が約4,000万円、過疎対策事業債、こちらが4,900万円充てられております。そこでまずお尋ねいたしますが、この令和5年度末に交付決定を受けましたこのデジタル田園都市国家構想交付金とはどんな交付金だったのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それではデジタル田園都市国家構想交付金について説明いたします。この交付金につきましては地方の様々な社会課題に対してデジタル技術により地方の個性を生かしながら社会課題の解決と魅力向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想を実現するために国の令和4年度第2次補正予算時に地域再生法に基づく地方創生に関する交付金にデジタル化に関する交付金を加え、デジタル田園都市国家構想交付金として創設された交付金です。交付対象事業につきましては地方活性化や行政・公的サービスの高度化、効率化に資するデジタル実装に必要な経費について交付されるデジタル実装タイプ、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点整備などハード事業に対して交付されます地方創生拠点整備タイプとまたそれらのソフト事業に交付される地方創生推進タイプなどがあります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいまご説明がありました通り地方創生に資する拠点整備のハード事業が本事業にあたるということで理解ができました。この施設のコンセプトにつきましては本年5月に組織されました中心市街地活性化プロジェクトのメンバーの皆さんによってこれまでいろいろな前向きな意見が出ているということをお聞きいたしております。またそのメンバーの皆さんによりまして中心市街地活性化の基本計画、こちらの策定もこの施設の整備と同一年度に行うということとなっております。そこで先にお尋ねいたしますがプロジェクトのメンバーの皆様から当該施設にどんな意見が出たのか、それから合わせて中心市街地活性化基本計画策定の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。まずプロジェクトにおきましては地元企業などとの地域との連携につながりを望む意見、それから地域の課題解決につながる企業が来てほしいという意見をいただいております。また中心市街地活性化基本計画策定事業の進捗といたしましては5月から月1回程度プロジェクト会議を開催しております、今年度末に計画案を作成予定で現在進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいまご答弁いただきました通り私も地域の課題、この場合は商店街の問題といたしまして空き店舗などなどの問題等一緒に解決していただけるような企業にぜひ来ていただきたいという風に思っております。また中心市街地活性化基本計画につきましては、このプロジェクトメンバーの皆さんの意見というのを十二分に尊重して

いただいて今後魅力ある商店街づくりの元となるような計画の策定を進めていただきたいという風に思っております。7月に頂きました全員協議会の資料によりますと、すでに7月の現時点においていくつかの事業者などから当該施設に興味を示されているという風になっております。現在どのような事業者がこの施設に興味を示されているのか、またどんな業種でも入居ができるのかと、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） どのような方が興味を示されているかということでございますけれども、その当初につきましてはコンサル系の事業者の方が興味を示されているということをお聞きしております。またどんな方が入居可能かということでございますけれども、こちらにつきましては施設の設置の目的につきまして、現在本議会に上程しております議案第41号の甲佐町企業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例第2条に規定しております企業者または新たな分野へ進出する事業者等の事業展開を支援し、地域活力の創造を図るとともに、地域経済及び地域産業の発展など地域振興に寄与することとしてございます。この目的に沿った入居者を予定しておりまして特に新規性、成長性などが認められる事業を実施する方で創業から間もない事業者、また本町で事業を実施する計画がある事業者、こういった方を予定しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） これまで議論の中でも競合について様々な議論がなされていくつも意見が出ております。当該施設の入居者の業種によっては既存の商店街の事業者との競合とか、それから町内事業者との競合があるのではという意見も出てまいりました。私個人的な見解といたしましては競合が全くダメだという思いではありません。むしろいい意味での競合・競争をすることで商品やサービス、こういったものの質が向上いたしますし、地域活性化にも図られるという風に思っておりますが、中心市街地活性化プロジェクトのメンバーの皆さんの中では競合についてどういった意見が出ておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） プロジェクトにおきまして競合につきましてということでございますけれども、プロジェクトにおきましてはまず今後の町の発展性を希望するという意見の1つとして新しい企業が来てほしいとか、そういった意見もございましたけれども、例えば同じ業種について拒むような意見というのは出ておりません。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 同じ業種については拒むような意見は出ていないということでございます。次の質問には入居者の審査基準、それから審査方法についてお尋ねいたします。本施設は町長のマニフェストに沿った非常に重要な施設でもありますし、今後中心市街地の甲佐町商店街を中心とする中心市街地にとっても非常に重要な施設になってくると思っております。そういった意味で誰に来ていただくかというのがものすごく大事になってくるのではないかと思います。誰でもは良くないしどの誰かわからないような方、これは持っただけで他でありますし、この誰が来るかというのが私は非常に大事になってくる

と思います。地元の方の本施設に対する意見としましては既存の商店街の中に空き店舗があるのに、またこぎゃん施設が作ってと言った意見も若干はございますが、大多数の方が町長が代わられて新しい町長になられて若い職員の皆さんがまた若い感性でこれからの時代にあったこういったスタートアップ企業を作られると、私たちは応援するだけという大多数の意見がございます。そういった意味でもそういった人たちの期待に応える意味でも、誰が来るかというのが非常に大事になってくると思うんですけれども、入居者の審査基準、それから審査方法についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） まず審査基準につきましては繰り返しになりますが、この施設の整備目的を先ほどお答えさせていただいた通りでございます。それに基づきまして入居条件として考えております事業の新規性、成長性、それから施設を出た後の事業計画、こちらについて審査を行う予定で現在考えております。また審査方法につきましては、審査委員会を設置する予定でその組織により審査を行うことを現在予定しております。また審査委員会において詳細な基準等は決めたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁でありました通り、今後審査委員会を設置されるということでございます。是非当該施設にふさわしい、先ほど答弁でありました新規性、それから成長性を重視して厳正に審査の方をお願いしたいと思います。できれば町長や副町長にもこういった審査に関わっていただきたいという風な思いであります。続きまして成果・目標といたしまして、この施設何年後ぐらいにどのくらいの成果を見込んでいらっしゃるでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 成果につきましてはおそらくレンタルスペースの入居ということであるかということだと思いますけれども、町としましてはできるだけ早い時期に入居者が決まるようにということを考えておりまして、令和7年度中にはレンタルスペースの方の入居が決まるということを目標として考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 当該施設につきましてはまだ年明け中旬に、先週の金曜日の全員協議会の中で説明がありました通り、施設管理運営者を公募するという風になっております。その後、速やかに完成後は入居者の審査・選定を速やかに行っていただきたいというふうに思っております。次の質問ですが、7月の全員協議会の資料によりますと敷地西側にございます大井手川にかかる橋、これについては令和6年度中にどうするかという方針を決めるという風になっておりますが、こういったふうにお決めになりましたか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 橋につきましては確認しましたところ、こちらが個人の所有物であるということでございましたので町の意向により進めることができませんけ

れども、関係者に確認を行ったところ、今後撤去する意向をお持ちであるということの確認をいただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 西側の大井手川にかかる橋については個人の所有物ということであります。現時点においても老朽化、それからかなりサビが来ておりますので速やかな撤去、これを望んでおります。それでは次の質問が私が疑問に思うところではありますが、地元購買率の向上に繋がるのかという質問でございます。私が思う地元購買率の向上につながる事業については即効性それから確実性があるプレミアム付き商品券の発行や電子マネーによるポイント還元、そういった事業になるとは思うんですが、当該施設の整備が地元購買率の向上に全くつながるかというところと全くゼロとは申し上げませんが、町長マニフェストにも記載されております、このマニフェストを達成するほどの購買率の向上にはたして繋がるのかというのをそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） この施設につきましてはまず企業者が入居する貸しオフィスの機能の他、町民の方が集まりセミナーなどを開催することも想定いたしましたサロンスペースも備え、これまで空き地だった敷地に人を呼ぶ施設を整備するということで地元商店街への人の流れを作り商店街を中心とした店へ訪れる人の流れができるなど町としましては集客に繋がれるというところで期待をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ぜひテナント、貸しオフィスの他にもサロンスペース、ちょっとした広場もございますので、そちらも有効に活用していただきましてこの人の流れ、商店街を含めた人の流れを作っていただいて地元購買率の向上、これにも努めていただきたいという風に思っております。それでは次の質問が最後の質問となりますが、本件においても熊本版スタートアップエコシステムの創出という風に掲げてあります。それはこういった事業になるのか、また本町の当該施設の整備との連動性というのはあるのかというのをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 三輪副町長。

○副町長（三輪孝之君） 熊本版スタートアップエコシステムとは企業・創業が続々と起り産学官、さらには金融機関連携により事業活動を展開している地域企業とスタートアップ企業が互いに知識と技術力、営業力を高め合う関係になることであるとされ、木村知事の公約として県が強力に推し進めている施策でございます。国においても2019年にスタートアップエコシステム拠点形成戦略を策定し、関係省庁と連携してエコシステムの強化策として様々な政策を打ち出しています。県は具体的な取り組みとして県・肥後銀行・熊本大学など5社で構成する本創者も立ち上げ、熊本から世界を変えようとする起業家を育成することを目的とした創業支援プログラムを運営しています。また益城町のテクノリサーチパーク内にスタートアップ支援拠点であるUXイノベーションハブの整備を進めています。本町においてはこのような国や県の取り組みと政策的な連携を取り計りながら様々

な企業や金融機関、さらには教育機関などが参画し甲佐町から新たなイノベーションを起こすための拠点としてスタートアップ支援等拠点施設を活用したいと考えております。この施設に入居した企業が甲佐町に新たな企業を呼ぶと言った好循環も生まれるよう、町が一丸となって取り組んでまいります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま副町長から答弁がありました通り本町においては国や県の取り組みと政策的な連携を図り、本町より新たなイノベーションを起こすための施設として当該施設を活用するということでございますので大変期待もいたしております。最後になりますが当該施設を整備することがマニフェストの達成ではなく、施設管理運営者の公募、それから入居者の選定を速やかにしていただきまして、国や県との連携を取りながら甲佐町商店街を中心とした中心市街地の活性化となるような施設となるよう心から期待を込めまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（宮本修治君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

次に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 改めましておはようございます。質問通告書に従いまして、質問を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

まず、第一に加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援をということで質問を行います。これまでの補聴器購入に関する公的支援に関する一般質問は令和2年6月議会一般質問において井芹議員が加齢性難聴への補聴器補助をということで質問を行っております。質問の内容については、補聴器の使用が認知症のリスクを減らし生活の安全性を高める、医療費用の抑制につながる、高齢者の健康寿命を伸ばすという理由で補聴器の公的補助が必要と述べております。答弁に至った町長ですが、国で考えるべき問題で国の動向を見極める必要があるという答弁があっております。令和5年12月議会、1年前であります。一般質問において私が補聴器購入助成制度の実施をということで質問を行っております。福祉課長は答弁において難聴者が補聴器を利用することは社会参加がしやすいなり、孤独・孤立対策の1つになると思われるので今後も他市町村の動向を注視していきたいとありました。今回が3回目の補聴器補助に関する質問であります。最近の県内での補聴器購入に関する公的支援に関する議会での一般質問を見ますと、今年の9月議会、天草市議会では補聴器補助についてということで質問があっております。内容的には加齢による難聴は日常生活を不便にしコミュニケーションを困難にするほど生活の質を落とす要因となっている補聴器購入助成制度を創設する考えはという質問が行われ、執行部答弁では加齢性難聴による補聴器補助制度について認知症予防や社会参加促進にも効果があることから前向きに検討したいということで、実施を具体的に検討されているということであります。全国的に県内において自治体の補聴器購入補助については導入が増えております。全国においては2023年4月時点で143市町村が同年12月時点において237自治体、およそ7ヶ月で94自治体が新たに補聴器導入への支援を決めております。補聴器購入への支援が広がって

おります。熊本県は益城町・長洲町・五木村が実施しておりましたが新たに芦北町・和水町が導入を決めております。その他、天草市をはじめ上天草市・合志市・多良木町・荒尾市・苓北町など多くの自治体議会の一般質問で議論されております。説明しましたように現在実施している県内自治体は5自治体、全国では237自治体が補聴器購入助成制度を行っております。地方自治体による助成は増加しておりますが、町は支援の増加をどのように認識されていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは加齢性難聴に対する補聴器の購入制度につきまして、こちらにつきましては議員おっしゃられます通り、前回の答弁時、令和5年12月定例会より県内においては2自治体が増え5自治体となっており、また全国の自治体でも助成を行う自治体が少しずつ増え、こちらにつきましては各自治体で補聴器購入に関する公的支援の検討の結果であるということを認識しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 1年前の私の質問に対する答弁では次のようにありました。他の市町村の動向を注視していきたいと、介護予防活動への参加組織や老人会への参加促進など他の方法で高齢者の社会参加や孤独対策を促進したいと答弁がっております。高齢者の社会参加や老人クラブへの参加者促進で町が具体的に手を尽くされていることがあればご説明ください。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは高齢者の社会参加の1つとしまして地域の公民館等におきまして住民主体による地域での活動、介護予防活動の場、地域の集いを実施いたしており高齢者の方がいきいき100歳体操で運動、またクロスワードやクイズなどで脳トレーニング等を実施されています。その活動を支える介護予防サポーターの養成講座やフォローアップ講座を町で開催しております。また新型コロナウイルス感染症の影響で活動を中止していた地区の地域の集いの再開に向けた支援を行い、社会参加の支援の場をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画では高齢者が生きがいを持ち、地域の支えの中で自分らしく安心して暮らせる町を基本理念としております。スポーツ・ボランティア・趣味関係のグループなどへの社会参加の割合が高い地域ほど転倒や認知症や鬱のリスクは低い傾向が見られるとあります。甲佐町での高齢者の社会参加の促進状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それではスポーツ・ボランティア関係としまして高齢者の社会参加でボランティアにつきましては高齢者や老人会、地区社会福祉協議会による地域の防犯パトロール、子供たちの登下校の見守り活動や地域での清掃美化活動の実施、スポーツ趣味関係では公民館活動での自主講座において水彩画・書道・オカリナ・フラダンスな

ど様々な講座が開催されております。こういった講座に参加され敬老会や産業文化祭等で発表されているような状況です。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。甲斐町長の発言についてであります。広報こうさ2023年10月号の就任挨拶の中で、町民の幸福感を高める、常に町民に寄り添う、町民に対して常に誠実であり続ける、少子高齢化の進展は町が抱える社会問題の中で特に重要課題であり喫緊の課題と述べられております。今年の広報こうさ1月号において新年挨拶の中で誰もが住みたいと思えるまちづくりを目指すとあります。少子化対策として11月29日全員協議会において令和7年度における新たな子育て支援策案を説明をされました。人口減少が続く中、就任挨拶や新年挨拶の中において少子化対策について触れられておられるように具体的対応策をこれからも出していかなければという風に思います。また少子化対策は緊急重要課題であります但し町民全体に対する対策は欠かすことのできない課題であります。65歳以上の高齢者は町人口の約40%、高齢者に対する対策・支援も必要な課題であります。その1つが補聴器購入に関する公的支援であるという風に考えます。実施している自治体の経験から大きな予算を必要とする事業ではありません。益城町の状況を予算で見ますと令和4年度の高齢者補聴器購入助成金は60万円です。昨年度から事業を実施しました長洲町は令和5年度一般会計補正予算で高齢者補聴器購入助成として90万円を計上しております。自治体の規模や助成の内容の違いにより金額にも自治体間の違いはありますが、おおよそ100万円以内で事業は実施されていると推察されます。国で考える問題とか他の市町村の動向を見てからという消極的な考えや対応ではなく時間をかけずに実施できる事業であると私は考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。議員がおっしゃられる通り本年度につきましては町の最重要課題であります少子高齢化に切り込むため、子育てプロジェクトを立ち上げて既存政策の見直し及び新規施策の創設に取り組んだところです。11月29日の臨時会及び13日の全員協議会におきまして検討内容についてご報告をさせていただいたところでございます。これにつきましては私が常日頃から申しておりますが10年後20年後30年後の甲佐町の発展を見据えた上で、今いかにして若い世代を増加させていくかということが重要であると考えております。このような観点から今回の子育て支援策につきましては町の中長期的発展も見据えた施策という位置付けをしております。なお私のマニフェストに高齢者の生きがい作りに向けた取り組みの実施という項目を掲げております。現在抱えている課題・問題点につきましてもしっかりと向き合って真摯に対応していきたいと考えております。将来的発展を見据えた施策とそれから今ある課題・問題点に対する施策等双方のバランスを取りながら町づくりを展開していく必要があると考えております。そのような中で議員がおっしゃられます高齢者補聴器導入助成金の創設につきましては高齢者の方々に社会参加活動を促すことや、また高齢者の生きがいづくりの創出といった点では効果的な事業であると認識しております。現在執行部におきましても高齢者に限らずそれ

ぞれのライフステージに合わせたそういった補聴器の支援内容についても検討を進めているところでございます。子供だけではなく高齢者を含む全ての町民が幸せを実感していただくことを公約と掲げておりますので、現在各課において各方面にわたり研究・検討を行っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町長から前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。これもあまり時間をかけずに是非実現できるようにという風に考えます。続いて質問事項の最後になりますが、特定健診に聴力検査を組み入れることはできないのでしょうかということです。加齢性難聴は一般的に50歳頃から始まり65歳を過ぎると急激に増加すると言われております。聴力の低下は気づきにくいこともあり定期的な聴力検査、検診による早期発見が重要で、早期発見することで難聴による認知症予防、健康寿命の前進、ひいては医療費の抑制につながります。この件についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） お答えいたします。一般に事業に雇用される方、いわゆる労働者の方の業務上の災害を防止することを目的とする労働安全衛生法、この中では事業者・雇用者側に義務付けられた定期の健康診断の中で聴力検査も必須義務とされているところです。その一方で被保険者の病気怪我に対して必要な給付を行うとする国民健康保険法や健康保険法、いわゆる医療保険では現在のところではメタボいわゆる生活習慣病に起因する場合の高血圧・高脂血症・糖尿病などの影響による医療費の増大が保険事業の健全な運営に対して大きな問題の一つとされるということで、主に生活習慣病の予防や早期発見が効果的であるということが相当の根拠を持って言われているところから医療費の削減を目的としてあくまでも血圧・中性脂肪・コレステロール値・血糖値・尿タンパクなどが検診の項目とされているところで、国の補助がなされておりますが、聴力検査に関しましては検査項目としてございませんのでこれも補助がございません。今年度集団検診を町が委託をしておるところの日赤熊本健康管理センターでは国民健康保険の保険事業として集団検診を受託された中で、今まで聴力検査をなされたことはないとされているところで、一部に国民健康保険の被保険者に対して個別の検診として独自に聴力検査をなされている市も見られるところですが、仮に聴力検査を甲佐町の国民健康保険事業の独自の事業として行う場合はその費用は保険税で賄うことになりますので、財源の問題がまず出てくるところが予想されます。そういうところですが今のところ熊本県では県内全部令和12年度には県内市町村の税率の統一も予定されてございまして、その場合には独自の保険税ということになりますと、赤字ですとか基金がないとか特別な事情と言いますか、そういったことがなければ原則として独自の保険税率の設定が難しくなってくるということが予想されまして、今後新たに聴力検査に限らず町独自の国民健康保険の事業で検診を行うといった余地がなかなかなくなってくるという風に考えているところでございます。あくまでも検診は医療費削減を目的に国保の場合はしているところですので、今のところ保険者としては町だけではなくて熊本県も保険者ですのもっと大きな県ですとか国の中で検診

項目としての。

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

休憩　午前10時39分

再開　午前10時41分

○議長（宮本修治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民生活課長（奥名雄吉君）　個々の市町村だけではなくて都道府県ですとか国の方でも検診の項目として医療費抑制のために判断していくべきものであるという風に今のところでは考えておるところです。以上でございます。

○議長（宮本修治君）　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　町独自で実施するということはかなり難しいというお話だったというふうに思いますので、やはり私はこういった検査は必要な検査ではないかなと思います。それは先ほどで答弁もおっしゃった労働者の場合は必要だけれど、国民健康保険の場合は必要でないというのはその根拠がはっきり私はしないと思います。そういった意味では是非機会を持って県なり国なりにぜひ聴力検査について要望をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に進めさせていただきます。2番の項目であります高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画についてであります。老人クラブへの支援の重要性についてであります。高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の中で老人クラブについて触れられている項目がいくつかあります。ページ40ページには老人クラブの会員数の状況について触れられております。生きがい作りの推進、主な取り組みにページ59老人クラブへの支援ということで、高齢者の知識と経験を活かし生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて高齢者の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会作りが実現できるよう老人クラブの活動を継続して支援します。特に年々減少傾向にある会員数の減少に歯止めをかけるため広報活動や魅力的な活動の実施を支援しますとあります。ページ60は高齢者の福祉活動への支援ということで、老人クラブを中心に一人暮らしの高齢者への友愛訪問活動や地域の防犯パトロールや下校時の子供の見守り活動など福祉ボランティア活動を支援するとあります。ページ62には地域の集い50行政区中34行政区で実施され、集いの中心になって活動されているのは多くが老人クラブとその構成員ではないでしょうか。ページ132には介護保険事業の計画の推進の中に構成メンバーの1つとして老人クラブを入れてあります。介護や福祉に関わる推進する各種団体のメンバーとして老人クラブが挙げられています。ということで高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画において老人クラブが高齢者福祉や介護保険事業において重要な役割を果たしていることを挙げられていますが、問題点であります。老人クラブへの町からの財政的支援は令和6年度予算で165万7,000円、令和5年度決算で154万となっております。会員数2023年令和5年で1,227人、1人当たりすれば年間約1,200円となっております。高齢者人口は2016年が3,992人、2020年度が4,045人、推計値

として2025年度が3,955人となっていてピークからやや減少傾向に向かっている状況にあるというふうに思います。老人クラブへの加入は任意であります、最近の傾向として加入しない人が増加している傾向にもあると思われます。介護予防の地域の支えは老人クラブや高齢者のボランティア活動にかかっているところがあります。老人クラブは介護保険事業を地域で支える大きな存在となっております。その老人クラブへの町からの経済的支援は少ないのではないかという風に思います。1人当たり月額およそ100円をもう少し増やして活動の支援につなげたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは議員おっしゃられます通り老人クラブにおかれましては地域への介護予防活動の一環として地域の集いの開催、地域の一人暮らしの高齢者への訪問活動、地域の防犯パトロール、子供の登下校の見守り活動、子供会との交流活動などその活動はなくてはならないものとなっております。町からの老人クラブの活動に関する支援としましては甲佐町老人クラブ活動補助金を令和6年度は165万7,000円の予算を計上しております。この補助金の算定に当たって町は独自の基準を設け、県が示す要件よりも緩和しております。内容としましては国や県が基準とする1クラブあたりの会員数につきまして町独自の基準が1例を申し上げますと県要綱においては1クラブあたりおおむね30名、または20歳以上かつ活動的で県の加入を満たした場合を適正クラブとみなし交付金の対象としておりますが、町では1クラブあたり20名以上であれば交付対象とするなど独自の基準を設けているところです。なおこの基準は状況に応じたところで見直しを行っております。またそれ以外につきましても老人クラブ連合会に対する助成金について本年度から基礎金を10万円増額しております。これは議員の言われるように特に老人クラブ連合会は町全体の高齢者福祉の増進のために各単位老人クラブによる活動振興のための連絡調整を行っていただいております、今後におきましてもより活発な活動を行っていただきながら高齢者の生きがいがづくりの創出につなげていきたいという思いから活動助成金を増額しております。以上のとおり町としましても適宜老人クラブの状況等により支援内容については研究し改正をしてきております。町としましては高齢者福祉に対する老人クラブの役割の重要性は十分認識しているところですので、今後も活用状況を見ながら支援内容についても検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 福祉課長から老人クラブはしっかり支援をしているという風な答弁だったという風に思います。上益城郡内の老人クラブに対する自治体からの補助を見ますと、全てではありませんが御船町、山都町を見ても各自治体間によっていくらか違いがあるというのはあります。会員数とか活動内容によっても違ってくるものがあるかという風に思います、この3町の中で1人当たりになれば山都町が一番支援額が大きいという風に思います。先ほども言いましたが甲佐町が令和5年度の決算で見て1人当たり1,260円、山都町が2,845円、御船町は若干落ちて1,065円という風になっております。そういうことで可能性があれば今の増額したというお話もありましたが、やはりいくらかで

も老人クラブの活動されている方に聞きますと、やはりなかなか厳しいと財政的にはですね。そういうお話も聞きます。そういったこともありますし、ぜひやはり老人クラブがやはり介護予防活動の1つの大きな支えだという風に思いますので支援を強めていただきたいというふうに思います。すみませんが、町長の見解があればお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。老人クラブへの支援の拡充ということでございます。議員おっしゃられます通り令和6年度におきましては先ほど福祉課長が答弁いたしました通り、活発なそういった高齢者の方々の活動を創出したいという思いで補助金の方を増額いたしているところでございます。先ほど佐野議員の方からもお話がありました、上益城郡内の御船町、山都町、甲佐町ということで、御船町が1,065円1人当たりですね。山都町につきましては2,845円、甲佐町につきましては約1,260円ということで山都町においては非常に甲佐町からすると倍以上のそういった補助金が出ているということでございます。先ほども私も答弁いたしましたように、高齢者の方々が生きがいを持ってこれまで甲佐町を支えてこられた高齢者の方々がいつまでも元気で住み慣れた甲佐町で生活を送っていただきたいという思いは持っておりますので、そういった意味では活発な活動をしていただきたいですし、そこにつきましても山都町あたりも多いようでありますので、そこら辺は研究させていただきたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めていきます。この項目、最後の質問になります。緊急通報システムの利用状況がどうなっているかということと、町総合計画の中では高齢者の生活支援の充実では緊急通報システムの利便性向上を図るということになっておりますが、何か手立てをされているのか、それと利用申し込み状況がどうなっているのか、そういった点について、ご答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは緊急通報システムについてお答えします。まず利用状況についてお答えします。令和6年11月末時点で設定件数が44件です。令和6年度の当初設置が50件です。年度内の撤去数は7件、こちらは施設入所によるものになります。新規は今年度は1件となっております。次に過去の利用状況は過去3年間でお答えさせていただきます。過去3年間の利用状況につきましては令和3年度末の登録件数が48件、年度内の新規設置件数が4件、廃止が6件、令和4年度末の登録件数が52件、年度内の新規設置件数が12件、廃止が8件、令和5年度末の登録件数が50件、年度内の新規設置件数が6件、廃止が8件です。廃止につきましては施設入所や長期入院、死亡によるものになります。次に利便性の向上につきましては令和2年度からの携帯型や人感センサーの導入後は機器についての変更はございません。緊急通報システムの制度利用についての周知につきまして、区長会議でのお知らせ、民生委員、児童委員協議会の定例会や居宅支援事業所会議の際に制度の説明を行っております。今後も緊急通報システムを必要とする方たちへの周囲によります民生委員さんやケアマネージャーさんに周知を図り利用を促進していきたいと

考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。最後の質問になります。放置された農地山林の改善についてであります。放置されている農地、山林の状況の把握はされているのかということで、かつては農地として耕作されていた土地が耕作されなくなり、長期間放置されることによってイノシシ・鹿などの住处となり近隣の耕作地の農作物への被害を与え、住民の通行など生活への危険性や悪影響を与えるようになっております。ある行政区では1年に数回の農道の草刈りなどで農道周辺は整備を行っていますが、竹や雑物や雑草などが生い茂ったかつての田畑には整備は行うことはできない状態です。耕作放棄地については持ち主に整備を行っていただきたいのですが名前や住所がわからず手の付けようがない状況となっている場所もあります。耕作放棄地はまさに拡大するばかりとなっております。字図によって登記帳の持ち主は分かりますが 名前だけわかって連絡ができない場合が多いと聞きます。ここは行政の力になって現場を見ていただき、連絡先が判明できる土地の持ち主様には是非とも連絡をいただき、解決の力になっていただきたいという風に考えます。放置されている農地や山林については町としてどう把握されているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。まず農地につきましては例年8月9月に農業委員及び農地最適化推進員によります利用状況調査を行っております。その結果を踏まえて11月に遊休農地につきましては利用の意向調査を実施しているところになります。それと山林につきましては令和元年度から行われました意向調査の前に国・県の補助事業を活用し間伐を行った山林、これは平成20年から30年分になりますが、その分とゴルフ場採石業者等の所有林と天然林、小規模面積等を除外した方に令和元年度から3年間意向調査を行っております。町でも登記上の所有者は分かれますが亡くなられた場合は固定資産税に関しましては代表相続人届けをいただいております。課税上の所有者は個人情報保護の観点から開示できないと思いますので、各地区での聞き取り等により対応をお願いしたいと思います。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町では耕作放棄地の活用事業補助金交付要綱を作成され耕作放棄地問題の改善及び解消に支援をされているという風に思います。こうした制度で耕作放棄地を改善しようということは大変いいことだという風に思います。耕作放棄地解消事業補助金は補助対象が令和3年4月1日から令和6年3月31日であり、新たに令和6年4月1日から令和9年3月31日までを期間とする耕作放棄地活用事業補助金交付要綱が作成されておりますが、この補助金制度の活用状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。先ほど言われました令和3年から始まっている分は県の補助になります。本年度から始めました町独自の甲佐町耕作放棄地活用事業

というのが創設しました。その分につきましては本年の11月現在2件の申請がありまして9万円の支出を予定しております。ちなみに面積としましては1,114平米と1,168平米の合わせて2,282平米となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 補助制度を利用されている件数が2件ということで私も初めて聞いたんですけども、何かこれはもっとあるのかなと思ったんですけども、周知等はどういう風にされているんですか。こういう制度があることは。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 現在ホームページや広報誌等にも継続して載せていきたいと思っております。周知をはかりまして耕作放棄地の解消に向けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 現在の状況というのは町と行政区、また土地の持ち主様が協力しあってこの問題を解決するために今努力する必要があるという風に思います。補助金制度も有効な手段であるというふうに思いますが、これだけでは耕作放棄地問題解消には完全には繋がっては行かないと、いくらかできたとしても一部だけじゃないかなという風に思います。そういった意味では厳しいものがあると考えますが、町としてはこれからこの耕作放棄地問題の解決をどういう風に考えているか答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。町としましては平成12年度から実施されています。中山間地域等直接支払制度が国及び地方自治体による支援制度と認識しています。この制度は集落等を隊員とする協定を締結し5年間農業生産活動等を継続する農業者等に支払われる交付金になります。内容としましてはまず制度の対象となるものとして地域振興立法で指定された地域において傾斜があるなどの基準を満たす農業地となります。また先ほど申しました本年度より創設しました甲佐町耕作放棄地活用事業が平地での活用にもなりますので、この2つの事業で活用していきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 以上、3項目について質問を行いました。これを持って私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前11時2分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番鳴瀬でございます。一般質問通告書により質問をさせていただきます。まず質問事項の1番といたしまして、安全で安心な暮らしを守る消防団員の確保と活動支援、このことについて質問させていただきたいと思います。私たちが安全で安心して暮らしていく中におきまして、消防団の活動につきましては非常に重要な位置にあると考えております。しかしながら人口の減少や活動への参加意識の低下など様々な要因から団員の確保が厳しいという声もいただいております。このような状況を踏まえ質問をさせていただきます。はじめに消防団員数の推移についてということで資料の提供をいただいておりますのでこの件につきましては担当課に説明を求めます。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは消防団員数の推移についてお答えさせていただきます。消防団員の推移につきましては提出しております資料にて説明をさせていただきます。消防団員の推移は令和2年度が419人、令和3年度が391人、令和4年度が380人、令和5年度が370人また本年度が353人と年々減少傾向となっております。令和2年度と比較しますと66人減少しており率で申しますと15.7%の減少ということになっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今総務課長が説明されました通り、私も計算をしまして15.7%減少したということを確認いたしました。数字的に言うと約16%で66名減られたんだなと減ったんだなという感覚なんですけれども、じゃあ仮に私なりに考えたんですよ。甲佐町の人口が1万人に対して約16%ってすると1,600人の方が減ったというイメージでつかんでみると相当な数の消防団員の方が減ったんだなという感覚的には思うんですよ。今日の新聞にもありました通り人口減少ということが今日新聞にも載ってございました。まさにその通りではないかという思いで質問をしたところでございます。それを踏まえて次の方に行きます。2番目にそれではこの消防団員の皆さんがこの年間を通じて火災をはじめとして水害等において活動された件数、それと人員についてこれについても説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは火災を始めとし水害等を含めた年間出動件数と活動人員についてお答えをさせていただきます。年間出動件数等につきましても提出しております資料にて説明をさせていただきます。火災をはじめとし水害を含めた年間出動件数と活動人員数につきましては資料では5年間分を示しておりますが、説明は出動件数が多かった令和2年度と本年度で行わせていただきます。令和2年度は火災での出動件数が6件の活動人員が597人、豪雨による警戒での出動が1件の活動人員が113人、年間で出動件数が7件の出動人員が608人となっております。本年度は火災での出動件数が3件の活動人員が233人、台風接近による警戒での出動が1件の活動人員が126人で年間の出動件数が

4 件の出動人員が359人という風になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 説明いただきましたので令和2年と令和6年で災害と台風、それぞれ1件ということで非常に安堵したところではございます。ただ火災につきましては5件ないし6年度には3件ということで火災の発生があったということでございます。このような場面において消防団員の方たちが昼夜を問わず頑張っているということは皆さんもご存知だと思います。この項目の総括として最後には町長にご意見をいただきたいと思いますのでそれは最後をお願いをしたいと思います。では質問を続けます。3番といたしまして夏場の火災や活動時の熱中症対策とバックアップ体制ということで質問をさせていただきます。ただいま課長の説明にもありました通り、やはり令和6年度に起きましても火災が3件発生したということであります。その中で9月の19日に東寒野地区で枯草火災が発生しました。ちょうどこの9月につきまして私たちのこの本会議の最終日ということでございました。同月9月の25日には中山区でも同じく枯草火災が発生しております。このように夏場の火災に対する活動時等の熱中症対策ということです。特に東寒野の奥の火災では熱中症の症状で体調を崩された方もおられたと聞いております。熱中症対策と合わせてバックアップ体制、支援体制と読み替えてもいいと思いますけれども、このことについて町の方ではどのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは夏場の火災に対する活動時との熱中症対策についてお答えをさせていただきます。議員おっしゃる通り本年度は9月19日と25日に枯れ草火災が発生しております。ここ数年は夏場の火災が発生しておりませんでしたので、特に熱中症対策については消防本部会議では協議を行っておりませんでしたけれども、今回のことを踏まえまして本会議にて話し合いを行い、各部で水分の確保や体調の管理について役割分担を決めておくようにと分団長を通して各部長に周知したところでございます。ただ火災現場等ではどのようなことが起こるか想定ができませんので団長以下連絡体制をしっかり整えることで活動時の安全を確保できるものと思っているところでございます。合わせましてバックアップ体制についてもお答えをさせていただきます。議員おっしゃる通り9月19日の東寒野の火災では熱中症の症状で体調を崩された方がおられたとは聞いております。この日は県内で甲佐町の気温が一番高い日と合わせて火災現場が消防車が入らない山林であったことで熱中症になられた原因ではないかという風には思っているところでございます。バックアップ体制でございますが先ほど答弁しました通り、まずは各部で水分の確保を行っていただき、想定外のことにしましては団長の指示で消防活動に参加していない分団等でバックアップ体制ができるよう消防の本部会議で周知をしているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 続きまして4番といたしまして防火水槽の整備と自然水利の活用状況ということでお尋ねしたいと思います。防火水槽の整備については新設・更新につい

て年間の計画整備件数や予算及び整備要件等について何かの基準があるのかということでお尋ねでございます。また部落要望等も上がってきていると思いますのでその実施率についても合わせて質問をさせていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは防火水槽の整備の新設更新、年間の計画整備件数や予算及び整備要件等の基準についてお答えをさせていただきます。防火水槽貯水性耐震性貯水槽の整備につきましては本年度は2基の整備を計画しており、予算につきましては1,850万円を計上しております。今年度の設置場所としましては岩下1区及び田原区に設置を行うことにしております。本年度2基を設置できれば町内に193基の設置を行うことになっております。今後につきましては行政区要望に対応しながら設置を進めていきたいというふうに思っておりますが、合わせて水位基準を満たしていない防火水槽が15基ありますのでその防火水槽の対応も検討していくように考えているところでございます。また行政区要望に対する実施率につきましてはここ数年では令和2年度に仁田子区、昨年度の要望で岩下一区及び田原区から防火水槽の設置要望が3地区からあっていることとなります。その要望に対し本年度岩下1区及び田原区に設置することとしておりますので66.7%という風になっております。ただ仁田子区につきましては設置の場所の問題で設置ができないために消火栓で対応をさせていただくようにしているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは自然水利についてお尋ねをいたします。自然水利の活用につきまして初期消化の基本としては今課長が説明されましたように耐震性貯水槽、防火水槽か耐震性貯水槽が基本となると思うんですけども、やはり防火水槽や消火栓を水利として使用されるのが基本と思いますが、河川あるいは用水路またあるいは溜池などの水利の利用についてはどのように町は考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは自然水利の活用状況についてお答えをさせていただきます。議員おっしゃる通り初期消火活動として防火水槽や消火栓を水利として消火活動を行うこととなっております。ただ9月に中山で発生しました火災においては周りに住宅地もないために防火水槽や消火栓がないという場合もあります。その場合につきましては河川等から自然水利からの消火活動にあたっているところになりますので、その現場次第では自然水利からの初期消火という部分にもなります。また中山については防火水槽からも初期消火を行わせていただいているところになります。そのために毎年秋の全国火災予防運動の11月の非常補修訓練を実施しておりますが、その際にも自然水利を活用した消化訓練も合わせて行っているところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この質問については何で聞いたかと言いますと私も東寒野の火災の時に議会が終わってから駆けつけたんですけども、その時に今課長が言われましたと

おり火点が水利よりも遠いということで防火水槽からを水利としてされてはいましたけれども、やはりその防火水槽に溜めてある水がだいたいどのくらいポンプ車、あるいは小型ポンプ車から1線延長した時に時間的には何時間もつのか、それとも初期消化の対象として何分持つのかについて時間的なことをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは防火水槽を水利と利用した場合の消化活動の時間についてお答えをさせていただきます。防火水槽の容量は根拠として標準的な木造住宅の火災を延焼させないために必要な水量が40トンということで規定をされております。そのため消防ホース1本あたり毎分500Lの放水を2本で40分間続けると想定して導かれていることから、防火水槽を利用した消化時間は40分使用できるものとなっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 2本で40分持ちますよということですね。この前山林火災のところを見ますとやはり他の水利から給水しながら水を補給しながらそこに吸管をつけてまた延長して先の山火事に対処した山林火災に対処したという事例を見ましたので、やはり補給しながら消化しなければならないと考えます。そうした場合に近くに自然水利があればいいんですけども、ない場合についてはやはり近くにある消火栓、上水道の消火栓になると思うんですけども、消火栓を連結から取りながら補給してそれから2本延長するかそういうことで連動していかないと40分で切れない場合はずっと延焼が拡大していきますので、その辺について考えるんですけども、そういった場合には防火水槽を設置する場合は同時に消火栓設備もある程度視野に入れて整備していかんと防火水槽を40分で使い捨てしまってもうありませんのではダメになると思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは防火水槽と消火栓の配置についてお答えさせていただきます。議員おっしゃる通り防火水槽と消火栓の位置につきましては重要という風に考えておりますので、消火栓を設置する場合については行政区や地元消防団からの要望を聞きながらこれについては水道管の整備状況も必要となりますので、そこと合わせて検討するとともに消防法の規定に基づき消防水利の基準が定められておりますので、その基準に沿って設置をさせていただいているところになります。本年度につきましては消火栓については8箇所を予定をさせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この項目の最後になります。女性消防団員数と拡充の考えということで質問をさせていただきます。消防団員数の減少や災害時等のバックアップ体制、先ほど言いました支援体制も含めて男性女性関係なく活動できる場所や場面、特に高齢化が進む地域においては重要なことではないかと考えております。地域の防災組織、自主防災組織等がございしますが、その中でも女性の参加が大きな力になっているということ

は疑いのないところと私はそう考えるところでございます。そういったことを踏まえながら次の質問として本町をはじめとし近隣市町の女性団員数の数や活動内容について説明を求めたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは本町及び近隣市町の女性団員数や活動についてお答えをさせていただきます。本町及び近隣市町村の女性団員数や活動の状況につきましても提出しております資料にて説明をさせていただきます。甲佐町の女性団員は現在5名となっており全て役場職員となっております。熊本市及び嘉島町を除く上益城郡内及び美里町におきましては団員数が12名から28名と幅がありますが、団員は、ほぼ役場職員ということになっております。活動内容につきましては甲佐町を含め上益城郡内及び美里町は各町災害時や火災時の活動は行っており、出初式等の式典の補助をしていただいております。熊本市は式典の補助や広報活動をされており校区によっては災害現場に出られることもあると聞いております。ただ内役場職員については災害時の避難所運営だったりその辺については活動をさせていただいているところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） いただきました資料を私も見ましたけれども、やはり各町におきましては町の職員さんが女性の職員さんが参加されているような実績でございます。ただそのような中で熊本市におきましては309名と、その中で防災サポーターや機能別消防団員が186名、それと一般の団員さんが123名ということで活躍をされているのが見て取れますけれども、これはまさに昨日熊本市の消防団の幹部の方と親交がありましてお会いすることがありました。その中で出初式の予行練習でしたよということでお話をしたんですけれども、その中でお話をして、やはり熊本市では女性の方の参加が積極的な参加が結構ありますよということをまさに昨日お聞きしたところでございました。そういったのも含め私たちの町も今後どうにか多くの方が参加してこういった活動に加わっていただけないかなという思いを持っておりますよということをお話をしたところでございました。そのようなことも踏まえてやはり消防団員の数が減っていくということ、最初に申しましたのでこの件につきましては総括として町長にお尋ねをしますけれども、安全で安心な暮らしを守る消防団員の確保と活動支援の総括として女性消防団員の拡充についても合わせて総括的な答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは答えいたします。消防団員の確保と活動支援の総括として私の考えを答弁させていただきます。甲佐町消防団の現状等につきましてはただいま総務課長の方から答弁があった通りでございます。少子高齢化の進展に伴いまして消防団員数も年々減少傾向にあり、地域住民の安心安全な生活を確保するためにも消防団員の確保対策は喫緊の課題であると捉えております。そのような認識から私のマニフェストにも1項目消防団員の確保ということで掲げさせていただいているところでございます。消防団員におかれましては他に本業を持ちながらも自らの地域や自ら守るという強い郷土愛、甲

佐愛の精神に基づいて日々活動を行っていただいているところでございます。今後の対策といたしましては現在消防本部会議におきましてOB団員により機能別消防団員制度の導入、また合わせまして部の再編等について現在協議を重ねているところでございます。議員からご提案がありました女性消防団員の拡充につきましても、今後現在のところ役場職員ですけれども、先ほど熊本市の事例もございました。これは役場職員のみならず町内にも広く周知をしながらそのような検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは次の質問項目に移らせていただきたいと思います。質問項目の2番、生活環境基盤の向上、道路整備5か年計画の進捗と道路維持ということで質問をいたします。道路整備5か年計画、これは町道に絞ってお尋ねいたしますけれども、進捗状況についてを説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは道路整備5か年計画についてご説明を申し上げます。道路整備5か年計画は骨格道路4路線、生活道路8路線の合計12路線を現在塔載しております。令和6年度末での進捗状況を一覧表を元にご説明をさせていただきたいと思います。まずその他の道路としまして大町塔の木線、これは早川地内ですけれども、令和8年度までの完了予定で現在の進捗率が30%、その他の町道上揚井戸江線こちらは1校区となりますが、井戸江峡集落までの入り口までとなります。こちらが令和6年度100%完了となります。そして仮称乙女橋御船線、こちらは妙見谷線から御船町を計画しておりますが、こちらの路線につきましては現在御船町で計画を実施することになりましたので御船町から白岩工業団地を通過して町道の松ヶ崎妙見谷線にタッチをするような計画となっております。そしてその他の道路としまして中早川北早川線、こちらは旧白旗グラウンドから国道443号線までの道路で令和8年度完成予定として現在40%となっております。そして1級町道西寒野打越線、こちらは西寒野から東寒野の沖田地区までの計画となっております。令和7年度完成予定で現在90%の進捗率です。その他の道路としまして仁田子古川線、こちらは大町地内の道路で令和6年の完成予定ですけれども、用地が交渉に難航しておりますので現在休止しているような状況でございます。その他の道路、早川下糸田線、こちらは糸田地内で令和5年度に完了しております。そしてその他の道路、下豊内上揚線、こちらは上揚住宅から甲佐神社までの道路で一部側溝工事を残すだけですけれども、こちらは補助整備と一体とした工事をします所以ちかも今後は改良をしないということになっております。そしてその他の道路、古閑八丁線、これは古閑集落の道路で令和7年度までの予定となっております。95%の進捗率です。現在1件の用地交渉の実施をしております。その他の道路向坂線、こちらは運動公園から美里町まで続く道路となっております。現在測量設計が完了して用地交渉を実施中でございます。令和9年度の完成を目指しております。そしてその他の道路、グリーンセンター線、これはグリーンセンター内にあります道路でございます。こちらは令和7年度完成で現在50%を見込んでお

ります。それとその他の道路といたしまして大峯線、こちらは今年度完了予定となっております。令和6年度末までに完成見込みが3路線ありますので、今後の道路整備5カ年計画は令和7年度から令和11年度までの計画を策定する予定としております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 全ての路線についてご説明いただきましてありがとうございました。その中で聞いておりますと等級が書いてありますよね。1級とその他とか、その違いというか定義は何があるのかお尋ねをしてよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは1級2級その他の町道の定義についてご説明をいたします。1級町道とは県道と県道もしくは集落と集落を結ぶ重要路線または単なる通過道路であって特定の受益者を決め難い路線であることとなっております。2級町道につきましては県道または町道から特定集落に通ずる路線または通学道路であって1級町道に次いで重要な路線であること、その他の道路につきましては路線の重要性において2級町道につぐ路線であること、と定義をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは2路線について絞り込んで質問をしたいと思っておりますけれども、まず1級町道西寒野打越線につきましてともう1件はその他の向坂線進捗率0%の路線ですね。この2点についてちょっと絞って質問したいと思っております。まず一級町道の西寒野打越線の整備状況と次年度計画ということで具体的に説明いただけますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは一級町道西寒野打越線の進捗状況と今後の計画についてご説明いたします。一級町道西寒野打越線の整備状況は東寒野集落の白石地区まで歩道を設置し、現在令和6年度に300mの工事を行っております。令和7年度には沖田集落入り口までの舗装工事と側溝工事を完了する予定でございます。当該路線の今後の計画といたしまして舗装路面の劣化と路肩の決壊があり通行に支障をきたしておりますので、舗装補修事業を継続して沖田入り口から約400mを延伸して整備することを予定としております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。続きまして向坂線ですね。向坂線につきましてはこの表にあります通り起点側につきましては県道今吉野甲佐線、それから皆さんご存知の通り総合運動公園の管理棟の前を通過して美里町と続く町道ですね。この路線につきましては今後整備をされていくということでございますので、将来にわたって交通量も増えるであろうと、整備をしていけば美里の方から運動公園を利用される方、または通過されて行かれる方と甲佐の方から言いますと大町とか有安とかそちらの方の方が向坂の方には農地を持っておられる方もおられますので、そういう方たちも農業用の車両で通っていかれるということが多々あるかと思っております。ただこれは町道ということは道路法

に基づいた整備をされて行かれると思いますので、サッカーだったりいろんなスポーツを観戦に来られた方たちとそこを道路として通行していかれる方達の安全面・交通事故だったりやはり色々なトラブルがあってははいけませんので、その辺については道路管理者としてどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは町道向坂線の運動公園での観戦等についての安全性についてお答えいたします。堤防兼用道路を町道にしたことで道路法の適用を受ける道路ということで路肩で観戦することは非常に危険であると感じております。そのようなことで堤防のり面を利用して階段護岸を設置するなど観戦できるような対策をこれまでに打ってきたところですが、大きな大会等ではどうしても道路路肩での観戦をされている方がおられます。道路上では危険でありますので現在のところは管理人さんからの注意喚起等に対応をしているところでございますが、今後の計画にあたっての安全対策というところでは車道部と路肩をガードパイプで分離して安全確保を図るとか路肩への立ち入りができないようにする対策、もしくは大きな大会等には防災ステーション隣で工事をやっておりますが、完成の折には通路が完成しますので管理棟前の道路を一次規制しまして歩行者天国等にして迂回路で回すようなところを考えておりますが、いずれにしても関係機関と今後検討していくように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） その安全管理については十分よろしくお願ひしたいと思います。続きまして2番目です。道路種別による維持管理体制ということでございます。町道・県道・国道この路線について道路について傷んでいた時の補修あるいは除草並びに雑木等、この辺の町道の方に木がかぶって来る時がございますので、この辺の維持管理については町道・県道・国道についてどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは町道の維持管理、国道・県道の維持管理と高木等の伐採についての維持管理についてご説明をさせていただきます。現在町道の維持管理につきましては165路線を管理しております。年間を通じて道路作業員さん7名を現在雇用し除草作業、ポットホールの補修、側溝の泥上げ等の作業を行っていただいております。除草作業につきましては通行量が多い路線、通学路を中心に年間2回程度状況に応じて対応をしております。その他軽微な修繕等についても行っております。また大規模な修繕等については町の方では維持工事に対応をしております。それと国道・県道の維持管理につきましては本町には国道が1路線、県道が8路線ありますが通常の維持管理につきましては道路の除草、樹木の枝の伐採、小規模な修繕それと動物の死骸等の処理につきましては県は年度当初維持管理の入札が行われ、施工業者の決定がなされております。年間を通してその業者の方が維持管理をされることになっております。除草作業では年1、2回の除草が行われます。緊急の場合には町から県に業務の依頼をすることもございます。また道路利用者から道路の異常についての通報が町にあった場合には県につないで対応をしていた

だいているような状況でございます。それと高木等の伐採についてですけれども、本来は道路上へ出ている樹木は土地の所有者に所有権があるため、原則として町で伐採することはできませんので所有者に適切な管理をお願いしております。しかし道路上に樹木の枝などがはみ出した場合、車両の通行に支障があり事故などの原因となる場合がございます。そのような場合には地権者に連絡を取り町での伐採を行っているような現状でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） その高木の伐採についてですけれども、やはり通常の天気のいい日は木はまっすぐ伸びてるので支障はそうないんですけれども、やはり雨が降ったりしますと道路の方にちょっと倒れかかってくるものですから、手の届く範囲なら地権者をお願いしたり私たちが切ったりするんですけれども、高いところはどうしてもやはり自分たちではできないものですから、そういったのについてはやはり町の方でできれば高所作業車へんで年に1回、数年に1回でも結構ですので、予算立てしてできないだろうかという思いがあります。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議員おっしゃられます通り大雨や台風の時には枝が垂れ下がり通行の安全性が確保できず重要な事故等につながる恐れがありますので、そのような場合はすぐに建設業協会と大規模災害等の支援活動に関する協定を結んでおりますので、地元の建設業者の方に速やかに伐採を依頼しているところが現在のところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。それではこれが最後の質問になります。3番といたしまして国道443号線二段橋地先の歩道復旧の考えということでございます。地内的には下横田地内かなと思うんですけれども、私たちは昔から二段橋と言っていますので皆さん方もお分かりになるかと思えます。そこを国道の方を通過していく時にやはり歩道の陥没が数年にわたって見受けられますので、バリケード等はしてありますけれどもやはり通行される方の安全を確保する上でも早急な普及は必要ではないかということで、どこがその管理主体になってされているのかが、町なのか県なのか国なのか分かりませんが、その辺についてはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 国道443号線の歩道の管理につきましては熊本県となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 熊本県であれば町の方からも要望はされると思います。それと合わせてその壊れている下には横と言いますか下には甲佐町土地改良区の鵜の瀬から水を引いた大井手用水路ですか、も流れております。またそういった水路を総括的に管轄をされると言いますか緑川漁業協同組合の方たち、こういった関係する機関の方たちもおられま

すので、もしそこを整備されとなればいろんな協議等についてはしていく必要があると思うんですけども、その辺についてはどのような条件になっておりますかね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 関係団体との協議につきましては今年の10月に甲佐町土地改良区において対応を協議されております。また緑川漁協とも現地で立ち合いが一度行われており、工事の着手前には説明に行くとの連絡を受けております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは今後の復旧方針とそのめどについてもしわかる範囲で結構ですのでこれが最後の質問になりますので、わかっている範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 復旧の目途につきまして県にお伺いをしたところ今月12月に入札が完了したということでした。施工業者が決定したということで今年度令和7年3月今年度末までには工事を完成させる予定だそうです。復旧方法につきましては護岸ブロックを歩道天板まで付き上げまして転落防止策が施工されるということ聞いております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。利用される方が安全に安心して通行できるようになることを、早期復旧を切に希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） これで3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

昼食の為、しばらく休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。どうぞよろしくお願いいたします。まず第1点目に移住定住政策について、2点お尋ねをいたします。1点目は住宅リフォーム制度の導入を求めて質問をいたします。一般住宅向けのリフォーム助成制度は住宅環境の向上・地元中小事業者などの仕事づくり、地域経済の活性化、また移住定住の促進の一環としても非常に有効な施策として全国で実施されている制度でございます。制度の中身としては地元事業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、工事費の助成をするもので地域経済への波及効果が高いとして今広がっているところでございます。移住定住における住宅政策は人口対策、地域経済の活性化のために大きな影になるもので各市町村や県・国も若い

人たち向けのリフォーム助成施策を実施しております。私は夫婦だったり年齢を指定をしたりリフォーム内容を指定をするのではなく、40歳以下の夫婦世帯に限らず独身の方や40歳代や50歳代のUターン・Iターンを後押しすることにつながる、また高齢者の方のリフォームによって住環境の改善は暮らしの快適さが快適がはかられ肉体的にも精神的にもメリットが生まれると考えます。またリフォームは様々な仕事づくりにつながります。外壁・壁紙の張り替え・浴室・キッチン・水回り・畳の張り替え・障子・襖の張り替えなど地元職人さんのすでに一戦から引かれた方の技も生かすことができます。他の自治体もお聞きしますが他の自治体の取り組み状況などについてわかるならばお尋ねいたします。また要件などについても補助率なども自治体によっては違いがあるかもしれませんが、その点についても合わせてお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 県内のいわゆる一般的なリフォームに対する支援制度を設けている自治体につきましては熊本県の現在のホームページに掲載をされた情報によりますと支援制度がある自治体につきましては約9自治体となっております。またその取り組み内容につきましては対象工事といたしまして例えば屋根の葺き替えなどと限定する場合と広くリフォーム工事を対象とするというところで限定する場合と限定しない場合で分かれている状況でございます。また補助率等につきましては多くのところが対象経費の何%というところと上限額を設けているというような状況がほとんどでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この施策について実施しているのは9自治体という答弁でしたけれども、お聞きしましたように今各自治体によって取り扱いは違うようですが、この施策は商店やそれから建設業、農家など中小の事業者の全国組織を持つ民間団体が2018年に調査結果を公表しておりますけれども、その時点で573自治体でしたが、それから6年も経過しておりますし、まだまだ広がっているものと思います。答弁には6自治体ということで少ないようですが、この施策は家に帰ってきたいけれども実家が古くて使い勝手が悪い、リフォームしたいが費用等がということでこういう相談から始まったものですが、移住定住の後押しやそのことによる空き家防止にもつながります。またこの制度は補助費の数倍の仕事を生み出すものとして波及効果も高いものと考えております。町におかれましては是非検討を進める施策ではないかという風に考えますけれども、町においてはどうかお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 現在の担当課としての考え方といたしましてはまず本町の移住定住施策につきましては11月の29日また13日の全員協議会の中でもお示しをしました通り、まずは人口構造の適正化を図る上で子育て世帯の定住移住を促進する必要があると考えております。その上でターゲットとしておりますのが議員が先ほどもおっしゃりました通り39歳以下としておりまして、今回新たな子育て支援策といたしましては新婚新

生活支援事業を創設いたしまして39歳以下の新婚世帯が新生活する上で必要な住環境整備の支援の1つとしてリフォームに対する助成を行うことを予定しているものでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 若い人たちの住環境それからリフォーム等については今度新たに町としても施策を設けましたけれども、やはりその若い人たちの施策についても非常に重要ですけども、やはり若い人のみならず甲佐町の人口というのは減っております。人口対策としても考えますとそういった点で限定はせずに全体として人口対策を考えることも重要ではないかなというふうに思います。合わせて先ほど言いましたように経済効果も非常に高いという評価もありますので、その点についても是非検討すべき施策ではないかなという風に考えますけれども、この点については町長いかがお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。町といたしましてはただいま担当課長の方からご説明いたしましたが生少子高齢化を町の重要課題と捉えておりまして、まずは人口構造の適正化を図る必要があるということで、今回若い世代の方を対象としたリフォーム制度を創設予定としているところでございます。そのために現在甲佐町に住んでいる子育て世帯が甲佐町に住み続けていただき、さらには新たに子育て世帯が甲佐町に住んでいただくために定住・移住施策を強力に推し進めることが重要と考えておりまして11月29日また13日の全員協議会でも現在検討しているものを含めまして、令和7年度からの子育て新規施策についてご説明をさせていただいたところでございます。ただ私のマニフェストの1つといたしまして高齢者の生きがい作りに向けた取り組み実施を掲げておりますが、これまで町を支えてきていただいた高齢者の皆様に対しましても町として何からできるかについて担当課で研究をしているところで、高齢者を対象とした住環境の整備につきましては現在題材としてあげておりまして現在担当課でいろんな高齢者支援の場合は他の制度等の絡みがございますので、その分も含めまして現在内部で検討しているところでございます。それから井芹議員言われますようにリフォーム助成、そういった若い世代だったり高齢者に限らず全ての方々ということで、これにつきまして私も以前自分でも家を建築いたしまして、いろいろ1つの建築をするにあたっていろんな業種の方が関係をして建築物ができていくというものは認識しております。そういった意味ではこう経済効果、そういった支援をすることによって町内業者の経済効果というのも期待できるのは十分認識しておりますので、そのあたりも含めて今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今後検討をするという答弁でしたけれども、やはり人口対策とか地域経済を考える上で特定をするのではなくてやはり縦に横にいろんなそういった施策の組み合わせによってその効果が出るものという風に考えますので再度その検討を進めていただくことを求めてこの点については終わらせていただきますが、次に奨学金返還支援

事業についてお尋ねをいたします。奨学金制度は憲法教育基本法に定める教育の機会均等の理念に基づいて経済的理由で就学が困難な学生に対して学費の貸与及び給付をするものです。文科省のデータを見ますと大学の初年度の入学金と初年度の授業料は国立大学で81万7,800円、私立大学の平均は135万7,000円と高額費の中で学生の3人に1人が奨学金を利用せざるを得ない状況にあります。その結果、卒業する時には1人平均300万円の借金を背負って社会に踏み出しています。1割の学生は500万円を超えています。返済は平均で月1万5,000円、平均の返済期間は14.5年となっております。返済額によっては20年を超えてしまいます。奨学金の返済について約4割が結婚・出産・子育てに影響しているという調査結果も出ています。教育の機会均等と言っても多額の奨学金を借りなければそれを確保できない、若者の人生を支援する制度が逆に若者に大きな負担を背負って生活を支援しなければなりません。来年度国公立大学授業料の値上げが問題になっておりますけれども、教育の負担軽減は本当に国民多数の願いではないかという風に考えます。こうした状況の中、企業や自治体に起きましては若者の人材確保や移住定住を目的に奨学金返還支援が広がり大きな若者の未来を広げております。この制度は国の資料によりますと令和5年度で42都道府県717市町村に広がっています。甲佐町議会では11月議員研修で香川県のまんのう町を視察しましたが、ここは今年この制度を取り入れ最大年12万円5年間の支援ということでしたが、70数名の応募があったということで担当の方も非常に弾んだ声で説明をされました。熊本県内では実施自治体が少ないようですけれども、人口はあまり甲佐町と変わらない錦町では出産祝い金で第1子が15万、第2子が20万、第3子が25万また保育料は完全無料化、給食費も全額補助など子育て支援で先進的な取り組みをしている錦町も実施をしています。若者の移住定住は今後の甲佐町を大きく左右するものでありますし町の活性化発展に向けて大きく寄与する施策としてこの制度の検討を進めるべきではないかと思っておりますけれども、国のこの制度を支援して交付税措置をしていると聞いておりますけれども、この内容についてまずお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 奨学金返済支援事業にかかる交付税措置につきましてはまず特別交付税措置の対象となっており、措置率といたしましてが条件に応じまして30%から50%とされており、財政力補正もあるというような内容となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国も大きな支援をしておるのが分かりました。また県内の自治体のそれでは取り組み状況など分かりましたらお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 県内の取り組み状況につきましては現在、地方創生サイトで公表されております取り組み状況といたしましてが熊本県及び6市町村で実施されている状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 全国では先ほど述べましたように717市町村が実施しているわけですが、県内の実施団体は自治体は6自治体ということで非常に少ないなという風に感じましたけれども、甲佐町では今後若者のIT関係の人材育成も予定されておりますけれども、県外に出ている若者の移住定住促進はIT人材養成にとっても大きな後押しになる施策になると考えます。また農業を希望する若者にとりましては新規就農支援と合わせ新規就農者対策にも大きく貢献する施策という風に考えます。町においてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは町の考えについて答弁させていただきます。奨学金返還支援制度を設けている自治体は創設の目的を移住・定住および地元就職の促進としており県内のほとんどの自治体が地元企業等への就業を要件とされております。本町においては本年度スタートアップ企業等応援施設を整備し来年度から施設の本格稼働をすると同時に今回補正予算にあげております産業立地及び人材養成事業において企業誘致及びデジタル人材養成を強化する施策を行うことを予定いたしております。このためまずは次年度以降に奨学金返還支援制度の目的である就業にかかる受け皿を整備し、その後状況を見ながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今やろうとしている事業の経過を見ながらということでしたけれども、それもあるかもしれませんが、そこだけの事業ではなく町全体を考えましたらやはり並行してその施策も検討を早めに進めていくべきじゃないかなというふうに思います。これが終わってこれという形のものではないのではないかなという風に思います。この施策はまんのう町の研修によって甲佐町の課題を前進させる取り組みの1つとして実施の効果は期待できるものだという風に考えます。研修の結果をどう活かすか、そのためにも再度検討を求めたいというふうに考えます。

次に物価高騰対策について子育て世帯へのいろいろ表現ありますけれども、米券や商品券、実際に米を配る配布をしている色々あるかというふうに思いますけれども、その点についてお尋ねをいたします。今年の夏はスーパーから米が消え米を買えない人が続出し令和の米騒動と言われる時代が発生をいたしました。しかし秋になって米が出始めたら米の価格が昨年の倍以上に高騰し子育て世帯など悲鳴が上がりました。米不足について政府は昨年的高温障害による品質低下やインバウンドによる需要の拡大などをあげておりますけれども、最大の要因は米の供給不足と言われております。米の生産量は2013年の818万トンから2023年には661万トンにまで減っています。合わせて稲作農家は2010年の約116万戸から2020年には70万戸と4割も減っています。その背景には市場任せの米政策です。米農家が安心して米作りができる環境作りと米の安定供給に政治が責任を持つことが必要ではないかと考えます。国民の主食である米の価格高騰は米の消費も多い子育て世帯にとって暮らしを一層厳しいものとなっております。物価高騰対策支援として子育て世帯への米券、米の商品券、あるいは米の現物支給など取り組みを進めるべきだという風に考えます

けれども、この点について町はどうお考えなのかお尋ねをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 子育て世帯への米の商品券配布とか現物支給ということですが、まず国において物価高騰対策について11月22日に閣議決定されました国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として低所得世帯支援枠について給付金の支援と物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金が盛り込まれております。町としましては今後国の経済対策の詳細が示されることから支援の対象またその内容につきまして子育て世帯を含め町として支援内容を精査した上で事業構築を図っていきたいと考えています。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 中身の子育て支援がどういう風な支援をされていくのかまだ分かりませんが、是非今米の価格高騰における家計への影響は今言いましたように子育て世帯にとっては深刻なものだという風に考えます。この状況がいつまで続くか分かりませんが、2025年の値上げは2024年をはるかに上回るラッシュになるという風に言われております。物価高騰対策として子育て支援やこの制度への再度実施を求めたいという風に考えます。

次にごみ処理問題についてお尋ねをいたします。まず来年4月から家庭や企業ごみの一般廃棄物は熊本市の東部環境工場に委託することになっておりますけれども、まずどういう流れになるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 令和7年度からごみ・可燃ごみについてのごみ処理についてですけれども、令和7年度で御船町甲佐町衛生施設組合の焼却炉が老朽化のため廃炉という風になります。これに伴いまして可燃ごみについては熊本市の東部環境工場へ搬入することになります。ごみステーションで回収する家庭から出されるごみについては回収業者が東部環境工場へ持ち込みます。住民の皆様については今まで通りごみステーションへ出していただく利用していただくということになります。また事業系ごみについても事業所が契約した回収業者が東部環境工場へ搬入することになります。家庭や事業所からの直接搬入については熊本市での受け入れができないため、クリーンセンターで一旦受け入れて東部環境工場へ搬入するという形になります。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） では家庭の持ち込みとリサイクルの現状はそのまま御船のクリーンセンターで受けるということですが、そういった点ではクリーンセンターの体制はどうなるのか、また予算上はどうなるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 体制というのは御船甲佐クリーンセンターの体制という形でよろしいでしょうか。まず令和7年度以降につきましてクリーンセンターでは先ほど申した通り焼却ごみ業務ができなくなります。このため焼却ごみに携わっていた職員が資源

ごみを扱う業務、それから持ち込まれた可燃ごみを熊本市の東部環境工場に運搬する業務などに配置転換されるという風に聞いております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 次に町のごみ処理体制についてお尋ねをいたします。今ごみ回収とリサイクル回収は各1事業者さんで行われていますけれども、1事業者さんについてはやめたいという意思を持っておられるという風に聞いておりますけれども、今後の体制についてはどうお考えかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） リサイクルの回収に伴う業務につきましては、現在甲佐クリーン企画というところが行ってございましたけれども、本年度限りで退きたいということをおっしゃっております。このため令和7年度以降につきましては、廃棄物回収の実績があり業務に必要な資機材を保有する条件の揃った業者の方と現在話し合いを行っております、来年度からのリサイクルステーションの開設には影響が無いように準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 分かりました。次に御船町に予定をされております産廃ごみ処理施設についてですけれども、令和7年度を目処にした環境アセスメントが行われております。アセスメントが終わり許可手続き・造成・建築工事と御船のホームページを見ますと令和9年度から11年度の供用開始とありますけれども、その場合について2点お伺いいたします。1点では個人での持ち込みについてどうなるのかお尋ねをいたします。これまでもクリーンセンターへの持ち込みは大変多かったように思いますけれども、5町の一般家庭でのごみ持ち込みを受け付けるのか、そうした場合上の地区への環境への問題、また遠くなることへの住民への利便性、不法投棄が増えるのではないかと課題があるというふうに思います。リサイクルがこれまでのようにその趣旨が活かせるようにするために、今後どのようなシステム作りをして行こうとされておられるのか、その2点についてを尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） まず1点目の民間ごみ処理施設の直接ごみについてですけれども、個人での持ち込みについてですが広域ごみ処理施設での直接持ち込みの受け入れがどこまでできるかということ、あるいはクリーンセンターを中継所とした活用できないかというのを現在事業者、利用者などいろいろな面から検討しているところ段階でありますので、現状としてはまだはっきりしておりません。それから2点目ですけれども御船町組合とも今協議を行っております、直接ごみを受け入れるのか受け入れないのかも含めて先ほど言った通りクリーンセンターでの今後の受け入れ体制を今検討している段階でありますので、直接ごみ持ち込みについては先ほど言ったように事業者等と検討しているところであります。リサイクルステーションの持ち込み、資源ごみの持ち込みについてですけれども、こちらについても何度も言いますけれども、クリーンセンターを継続して利用

できればそちらを利用するんですけれども、広域ごみ処理施設への直接搬入となると車両の乗り入れ等が多くなるということもありますので、クリーンセンターでの継続も含めたところでやっておりますが、クリーンセンターの継続だと運営のための人件費ですとか維持管理費、そういったものが必要になりますので両面から考えて利活用を考えたところも含めて関係機関と協議しているところであります。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） わかりました。ごみ持ち込みについてもリサイクルの今後の体制作りについてもシステム作りについても検討中ということでございますけれども、今後リサイクル事業はより環境負荷を削減をしてCO2対策としても非常に重要な事業となるというふうに思いますので、ぜひ検討を深めていただきたいというふうに考えております。次にCO2削減の問題についてお尋ねいたします。今年の夏は甲佐町をはじめ全国各地で記録的な猛暑となり熱中症や健康被害、農作物などへの影響、また各地では豪雨による深刻な被害に見舞われました。世界的にも異常な高温・熱波・干ばつ・森林火災・洪水の多発などによって生命や陸・海の生態系・食料・水・経済活動など地球温暖化は深刻な影響を及ぼしております。2015年に採択されましたパリ協定では産業革命前から地球の平均気温上昇を2℃に保ち、できる限り1.5℃に送ることを目標にし1.5℃以下にするために2030年までに世界全体のCO2排出量を2010年から半減させ、2050年には排出ゼロとすることが必要であるとしました。しかし地球の平均気温上昇が産業革命前と比べ1.5℃と2℃の上昇には違いにはそのリスクに大きな違いがあります。2℃上昇すると氷河の崩壊などによって海面は10mを超える可能性があること、また珊瑚礁は1.5℃で半減し2℃になると90%が失われる。農作物への影響は深刻で収穫量の激減などまた森林火災の頻発など多くの結果が公表されております。COP26では1.5℃という境界線を超えると人間・野生生物・生態系が被る気候変動の影響ははるかに過酷なものになるとして1.5℃は世界共通の目的として合意されております。IPCCはこのまま行きますと2030年前後には産業革命前から比べて地球の平均気温は1.5℃上昇すると公表しています。今まさに地球温暖化を背景に気候変動の対策は待ったなしの人類の重要課題となっております。甲佐町におきましても温暖化対策として2050年のカーボンニュートラルを宣言し、令和4年3月には甲佐町地球温暖化対策実行計画を策定しています。中身は事務事業を対象にした対策となっておりますけれども、甲佐町全体の計画ではありません。CO2排出に向けた町の考え方と2050年のカーボンニュートラル、また現在の事務事業の計画の取り組み状況についてまずはお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） CO2抑制に向けた町の取り組みについてということでお答えさせていただきます。1998年平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律というのが制定されまして、本町も含めた熊本市周辺18市町村で作る熊本連携中枢都市圏地球温暖化協議会というところにおいて実行計画を策定しました。熊本都市圏で広域的なCO2排出抑制に取り組んでいくということを掲げられております。また町独自の取り組みとして実行

計画の事務事業編にも取り組んでいるところです。計画では町職員一人一人が率先して環境に配慮した取り組みを実践することで、町民及び事業者が自主的かつ積極的な行動を促すよう省エネ・小資源・廃棄物の減量化を目標に実施しております。令和5年度のCO2排出の実績としましては平成25年度の基準値から35.5%の削減を行っており、目標とする令和12年度の40%削減達成可能な状況となっているところです。現状の状況としては以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） CO2削減の対策は事務事業についてたてられておりますけれども、今その施行段階の中で40%削減をできているということですけれども、CO2削減のその一環としては住民の取り組みとしてはリサイクルも取り組まれているわけですが、今後CO2削減に向けた取り組みを前進させていくために事務事業だけではなく、そのためにはやはり住民とそれから事業者行政が一体となって取り組む問題ではないかなという風に考えますし、必要ではないかなという風に思います。そのためにはやはりCO2の排出量など数字を明らかにしその増減が町民には見えるようにすべきだというふうに思うんですけれども、そうでなければなかなか全体の削減には結びつかないという風に思うんですけれども、また住民も加わのごみ行政を構築していく必要があるという風に考えますけれども、この2点について町はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） CO2の排出抑制について住民にもっと分かりやすく示すべきではないかという話ですけれども、それと住民に対しての呼びかけをしないかということですが、熊本連携中枢都市圏の地球温暖化対策協議会の中でもCO2排出量抑制に向けた実行計画をより多くの住民や事業者に知っていただくためにも、今後はワークショップの開催など事業者や住民とも連携した取り組みを検討しているところであります。甲佐町においても環境教育の実施によりまして小中学生の児童生徒をはじめとして住民の皆様にも環境教育へ意識の向上を促し、CO2排出抑制の自発的な行動につながるよう努めていきたいという風に考えております。数値的にもそういった取り組みの中で示していければというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そうした取り組みも一挙にできるわけではありませんので、実行ある取り組みへ向けてぜひ検討を深めていただきたいという風に考えております。また2019年のIPCC総会は温室効果ガス排出量を正確に算定するために廃棄物分野を含むことが決められたという風に聞いております。この点では日本は廃棄物の8割を焼却処分に行っていると言われ、環境省によりますと2024年3月時点で日本のごみ焼却施設は1016施設となっているという風に公表されております。その世界の焼却炉の7、8割を日本が保有していると、日本は1016ですけれども全世界の7、8割を保有していると日本がですね。そのごみ焼却でのCO2削減についてそういった点では大きな責任があるという風に考えますけれども、町においては御船町と2町でごみ処理焼却場を保有しておりますけれども、

C02の排出量等は出されているのかお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） クリーンセンターのC02の排出量ということで手元の資料でわかる範囲でよろしいでしょうか。平成20年度のC02のクリーンセンターの排出量ですけれども、年間で3,361トン、これは御船町甲佐町合わせた数字ですね。のごみを焼却した C02の排出量の数値になります。平成30年度が4,532トン、直近で行きますと令和4年度が5,119トンとなっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 御船町甲佐町のクリーンセンターでのごみ処理場を通してのC02排出量は5,000トンを超えるということなんですけれども、甲佐町の事務事業で排出する倍以上のC02を排出しているわけなんですけれども、これは御船と合わせてですけれども、そういった点でC02の排出というのは非常にそういった点では高いという風に思います。日本の焼却物の90%はプラスチックと言われておりますからプラスチックの削減はC02削減にとって非常に重要だという風に考えます。リサイクルではプラスチックではトレイだけというふうに思うんですけれども、プラスチックのリサイクルを強化する必要があるという風に考えますけれども、国もその方針を出しているわけですし山都町では既に始めておられます。この点については町はどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） プラスチックの分別についてというところになりますかね。これにつきましては令和3年度にプラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律というものが制定されておまして、現在可燃ごみとして回収されています弁当のプラスチック容器、こういったものについては燃えるごみとは別に分別収集するように努めるようにという風にされております。このため御船町と現在検討をしておまして令和7年、来年度の10月頃から 試験的にプラスチックの分別収集が実施できるように進めているところです。ただ実施にあたりましては住民の皆様のご理解も必要になりますし、リサイクル推進員さんの業務も増えることになりますので、地域の皆様のご意見も聞きながら分別回収ができればという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この問題はやはり避けては私たち大きく言えば私たち人類の将来の問題がかかった問題ですので、そういった点では避けて通れない課題でもありますのでぜひそういった点では皆さんへの周知も含めましてぜひ検討をしていただきたいという風に思います。最後に御船に予定されております産廃ごみ処理におけるエネルギー回収施設について、エネルギー回収施設としての事業はということですので、その点では常に大量の焼却物を必要とするのではないかという風に考えますけれども、C02削減対策の観点から町はどのような立場で臨むのか臨めるのかその点について最後お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 民間ごみ処理施設におけるC02の排出計画についての町の

立場考え方というお尋ねだと思いますけれども、民間ごみ処理施設では焼却施設の熱エネルギーやメタン発酵施設で発生するバイオガスを電気や熱に転換しまして自家消費や売電による地域の利活用を考えております。電力会社が化石燃料で発生した電力使用の低減にこれにつながるものということで、合わせてこれがCO2の削減にもなるという風に考えられております。今回の民間ごみ処理施設につきましては国の排出基準が適用されておましてきちんと管理されますので町としましては計画段階からきちんと監視していきたいという風に思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町もこの点についてはしっかり監視していきたいということですが、CO2排出はこれまでも少ないという風に言われておりましたけれども、大規模な施設でありまして排出量というのは他県の状況を見ますと決して少ないとは言えないという風に考えております。CO2対策はこれまでも述べましたように待ったなしの課題であります。この問題では実行ある施策についてしっかりと検討を進めていただくことを最後に求めて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問通告者すべての質問を終了しました。

明日17日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後1時42分

12 月 17 日（火曜日）

令和6年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和6年12月13日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 12月17日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 12月17日 午後1時54分 議長宣告

1. 出席議員

1 番 甲 斐 良 二	2 番 田 中 孝 義	3 番 鳴 瀬 美 善
4 番 森 田 精 子	5 番 佐 野 安 春	6 番 荒 田 博
7 番 宮 本 修 治	8 番 福 田 謙 二	9 番 井 芹 しま子
10 番 宮 川 安 明	11 番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 北 野 太 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲 斐 高 士	副 町 長 三 輪 孝 之
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 荒 田 慎 一
企 画 課 長 北 畑 公 孝	地 域 振 興 課 長 羽 祢 田 直 美
くらし安全推進室長 山 下 玄 介	税 務 課 長 松 野 洋 幸
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	健 康 推 進 課 長 宮 崎 貴 美 代
住 民 生 活 課 長 奥 名 雄 吉	福 祉 課 長 高 原 貞 典
農 政 課 長 上 古 閑 一 徳	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 井 上 幸 介
社 会 教 育 課 長 内 田 健 司	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 上 古 閑 一 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 荒 田 慎 一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9 番 井 芹 しま子 10 番 宮 川 安 明

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|-------|-------------------------|---|
| 日程第1 | 議案第40号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第2 | 議案第41号 | 甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第42号 | 甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第43号 | 財産の取得について（追認） |
| 日程第5 | 議案第44号 | 財産の取得について（追認） |
| 日程第6 | 議案第45号 | 令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第46号 | 令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第47号 | 令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第48号 | 令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について | |

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 議案第40号 熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第40号「熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により令和7年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次の通り変更するものでございます。令和6年12月13日提出、町長名です。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第2第3条第10号に関する事務の項中「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改める。附則、施行期日、第1項、この規約は令和7年4月1日から施行する。経過措置、第2項、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定はこの規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けたものにかかる交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適応し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けたものにかかる交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由につきましては、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。次のページに新旧対照表を添付をさせていただいております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第40号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでありますけれども、これは山鹿市が抜けるということであり、同文議決でありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第40号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第41号 甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第41号「甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） それでは議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について。

甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例を次のように制定することとするものでございます。令和6年12月13日提出、町長名です。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

次のページをお願いします。次のページからが条例案でございます。

甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例。以下、条例案でございますけれども、長くなりますので一番最後のページの方に説明資料を添付させていただいております。この説明資料に基づき説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（羽柵田直美君） ありがとうございます。それでは議案第41号説明資料により説明をさせていただきます。

甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定につきまして、まず1つ目の制定の趣旨でございます。本条例につきましては、甲佐町起業等応援施設の新設に伴い、地方自治法第228条第1項及び第224条の2第1項の規定に基づきまして使用料

設置及び管理に関する事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に２の設定の内容になります。（１）施設の構成、条例第３条関係といたしまして、管理棟・レンタルスペース・サロンスペース・トイレ棟・交流広場・駐車場となります。次に（２）で施設で行う事業、条例第４条関係につきましてが①につきまして施設及び附属設備の使用に関する事、②使用者の事業活動の支援に関する事、③使用者と地域住民および来訪者との交流に関する事、④起業者等相互間の連携を及び交流に関する事、⑤情報収集及び提供に関する事、またその他となっております。次に（３）といたしまして使用許可につきましてでございます。①といたしまして施設の使用につきましては町長の許可が必要であること、また②につきましては施設の使用にあたっては公募し選定する方法も取ることができるということで規定をさせていただいております。次に（４）使用期間といたしましてが①の使用の施設の使用期間といたしましては通年とし、②としましてレンタルスペースの特例といたしましては使用期間を原則３年以内といたしておりますけれども、その後１年ごとの更新によりまして最長５年間は使用できるものということで規定をしているところでございます。次に（５）使用料につきましてはそれぞれの使用料につきましてを①から⑤に月単位また時間単位で制定をしたいという風に考えているところでございます。次に（６）使用料の減免につきましては、こちらにつきましては町が主催する場合や公共的団体が町の協力要請を受けた活動で施設を利用する場合などに減免規定ということで設けることと予定をしております。次に（７）指定管理者制度につきましてはこの施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるということで規定をしております。次に（８）指定管理者が行う業務につきましては①に使用許可、②に維持管理、③に施設の利用の促進に関する業務、また④に町長が必要と認める業務というところで規定をしております。続きまして（９）の利用料金といたしましては指定管理者は自らの収入とこの利用料金をすることができるということで利用料金を収受することができるとしております。またさらに指定管理者は使用料の２倍を条件としまして利用料金を設定することはできるということでしております。最後に３番といたしましてが施行期日といたしまして、この条例は規則で定める日から施行する。また今後準備行為をさせていただきたいと思いますので準備行為につきましては交付の日から施工ができるというところで設けさせていただいているところでございます。以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

１番、甲斐議員。

○１番（甲斐良二君） １番甲斐でございます。本施設におきましては昨日私も一般質問の中で様々なことを質問させていただきました。今後は施設管理者の運営の公募を行って入居者の選定となるわけですが、その後この条例に基づいて運営されていきますが運営されてこの条例にそぐわないことなどなどが出た場合は改善されることもあるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） こちらにつきましても先日の全員協議会の中でもご説明をさせていただいたところですが、定期的なモニタリングというところで町の確

認行為が入りますのでその時に確認をさせていただき、必要な指示をするというところで予定をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 駐車場が一体何台分なんでしょうか。場所はどこですか。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 駐車場につきまして先日ご説明させていただきましたけれども、現在老人憩いの家の駐車場につきましてを関係課と協議の上、現在15台確保するというところで予定をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 老人憩いの家ということで、あそこでは過去にも勝手に町民の方が止められていて、ここはうちの駐車場だということで問題になったと思いますけれども、この15台分確保されて例えば他の人もじゃあうちも借りたいとなった場合はそういう場合はどう対応されますか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 今回は町の行政目的として行政行為として使わせていただくというところで考えております。いろんな問題というところでございますけれども、そちらにつきましては社協側と後福祉課の方にもそちらの方は協議されているというところで聞いておりますので、それも踏まえた上で今回借りられるというところで認識をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） この指定管理者が行う業務の中に施設の使用許可に関する業務がございますが、第6条の中に企業等応援施設を使用とするもあらかじめ町長の許可を受けなければならないとありますが、この指定管理者の方の使用許可ですね、いわゆる施設を利用したいと言った場合に選考もここの中には第6条第2項の規定による選考を含むと第24条にありますけれども、毎回町の方にもこういう人が利用したいですよという、そういうのも当然尋ねてこられるというか使用許可を、要はその指定管理者が申し込まれた方にはいいですよという許可を出すとか、そのあたりの権限のどこまでというのをこの条文では分かりづらかったのでお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 今回の条例につきましてはこちらの第6条につきましては通常町が行う場合ということで規定をしております。こちらにつきましては第21条の第3項によりまして指定管理者が行われる行う場合についてはこの第6条から第8条までの規定を町長とあるのを指定管理者に読み替えるというようなところで読み替え規定を設けているところでございます。ですので指定管理につきましては指定管理者が使用許可を

する場合は通常であれば町に申請をするということではなく、直接借りたい方が使用許可を指定管理者に出していただいて使用許可を指定管理者が行うというような流れになります。ただレンタルスペースにつきましては公募を行いまして審査会を開催しますということで先日申し上げましたので、そのような流れを取らせていただきたいというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 料金設定についてお尋ねいたします。管理棟以下駐車場も含めまして、管理棟等が2万円、駐車料が3,000円という風な設定をしてありますが、何か根拠に基づいてこういう風な料金設定にされているのかをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 料金の設定につきましては基本的には県内の他の自治体の事例などを参考にさせて設けさせていただいているところでございます。後は実際うちの方で現在施設を管理している上での料金とそちらも考慮した上で検討をさせた上で設定をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） レンタルスペース管理とあるわけですがけれども、このスペースですね。管理棟もそうなんですけれども、だいたい普通の事務室とした場合、何人ぐらいでこの中に入れるのか、そういった点はどうなんですかね。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 事務室につきましては3人ぐらいでいただくと少しゆとりがあるというようにところで想定をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今回のこの事業については執行部の方では先進地事例もしっかりと勉強されて、なおかつこの所管されている国の方もだいぶ勉強されて執行されているのでその件については私は安心して見とるわけなんですけれども、それでも9,000万近い事業でありますし、その財源を見ると補助金と過疎債ということでその点についても執行部はよう頑張っておられるなという風に思っております。そこで私の方から1つ提案なのは後はこの税収という観点から見せていただきたいと思うんですけれども、このスタートアップ事業、これから起業される事業については税収面ではどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらのスタートアップにつきましてはまずスタートアップという起業家というところで、まずはここから起業をスタートいただくというところでこちらに法人の方を置いていただくことも可能ですけれども、ここからスタートして

いただきましてその後町内に拠点を置いていただくというところも考えておりますので、そういった意味では税収というところでも想定はしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 私は本当にそこだと思っているんですよ。この事業のいわゆる事務所をこの甲佐町においていただくと、法人税少なくとも法人税だけは地元においていただくと、そういったところで展開していただいて甲佐町の地域活性化に寄与するということを私は執行部、特に町長をはじめ執行部の方々はその点について大いに努力をすべきだと私は思いますけれども、町長どうでしょうか、その点お考えをお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。ただいま本田議員のご質問ありましたが、確かに税収というのは必要だと思います。今後拠点を甲佐町に構えていただきましてそこにつかましては色々空き店舗等もございまして、そういったのを活用を図りながら法人税の収入あたりも視野に入れ、またさらにはこれも議会の答弁でも申しておりますけれども、今回来られる企業が例えば甲佐町の課題を解決するためにいろんな新たな企業を創出される、そういった形での地域活性化というものも期待してからの事業構築という風にしております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。議案第41号、甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてでございます。この施設につきましては甲佐町商店街を中心とする中心市街地の活性化の核となるような施設となることで、これまで本当昨日私も一般質問で述べましたが、かなりの議論がなされてまいりました。今回この条例の中で管理運営に関する様々な条項を設定され、これに基づいてこの施設がそういった中心市街地の活性化に寄与する施設となりますことを期待申し上げまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第41号「甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号「甲佐町起業等応援施設の設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第42号 甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第42号「甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号、甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について。

甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定することとするものでございます。

令和6年12月13日提出、町長名です。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いします。次のページが条例案でございます。

甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例、以下、条例案でございますけれども、最後のページにつけております説明資料で説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（羽柵田直美君） ありがとうございます。それでは議案第42号説明資料。甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定につきまして説明いたします。

まず、制定の趣旨につきましては、本条例につきましては、甲佐町起業等応援施設の新設に伴い、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の第18条の規定に基づきまして公共施設等運営権に係る実施方針に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に2の設定の内容につきましては、（1）民間事業者の選定の手続きにつきまして、①といたしましてまずPFI法に基づきまして選定事業者につきましてはこちらの応援施設の運営等にかかる公共等施設等運営権を設定するとしておりまして、②につきましては選定事業者の選定基準を規定しているところでございます。選定基準といたしましてはまずアに適正に計画を作成すること、計画が適正かつ確実な実施のための適切なものであること。イにおいてはそのための能力を有することとしておりまして、次にウにおきましては運営を効率的かつ安定的に行われる見込みがあるもの、またエにおきましては法令等を遵守することを加え、最後オにおきまして必要がある時には町としまして独自の条件を設け

ることができるというような規定としております。次に（２）の運営等の基準につきましては①の関係法令等の規定を遵守し、適切な運営等を行うこと、それから②に常に良好な状態において維持し、最も効率的かつ安定的に運営すること、また③に別に定める基準としております。次に（３）業務の範囲といたしましては経営・維持管理・修繕、その他施設の運営等に関する業務と規定しております。次に（４）利用料金といたしまして利用料金の額は公共施設等運営権者が定めるものとしております。次に（５）公共施設等運営権の対価につきましては、①といたしまして町長は公共施設等運営権者から公共施設等運営権の対価の額を徴収できると致しております、②につきましてはその対価の額、支払い方法などにつきましては実施契約において定めるとしてしております。こちらにつきましては先の13日の全員協議会で説明をしておりますけれども、今回につきましてはこの対価につきましては徴収はしないということで予定をしているところでございます。最後に③としまして施工期日につきましては交付の日から施行するというところで規定しているものでございます。以上、説明を終わります。ご審議お願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今回のスタートアップ事業につきましては指定管理者制度と公共施設等運営権制度PFIを併用して運営をするということですが、それでお尋ねをしたいんですけれども、なぜ併用するのかということにつきましては、使用許可の問題で併用しなければならないということをおっしゃっての説明でお聞きをいたしましたけれども、その点でPFIの場合はここにも説明がありますけれども、経営・維持管理・修繕その他の運営に関する業務という風にありますけれども、料金設定もできます。その費用についてはPFI自らがその資金を調達をするということになりますけれども、そういった点でその使用許可だけが関係法令で決まっていると思うんですけれども、使用許可だけが全てのことが保護できるのにPFIはその使用許可ができないというのはちょっと突っ込んで私も調べてできなかったものですから、どういう理由があってその使用許可ができないのかというのをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず指定管理者制度につきましてご説明いたしますと、指定管理者制度につきましては地方自治法第244の2第3項によりまして条例に定めるところにより管理を行わせることができるというところで指定管理者による使用許可、また処分というのも可能ということになっております。こちらの設定管理者制度につきましては単なる委託ではなく、こういった施設の管理権限を委任するという行為になります。またこの使用許可につきましては行政処分にあたりますので、こういった権限を委任されない場合は基本的にはできないというところでございますけれども、地方自治法によりまして指定管理者の場合にはこの権限が与えられるというところでございます。これによりまして指定管理者の場合につきましては使用の許可権限が与えられるというところでございますけれども、そうではないPFI法に基づきましてはそれが付与が与えられないというよう

な制度設計になっておりますので、今回この両者を併用させていただきたいというところで考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そのことについては私の方も少し調べてみたいと思いますけれども、その指定管理者制度と併用する場合、通常であれば指定管理者制度については町の管理者制度費用が発生するわけですが、この併用した場合はどうなるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 今回併用することによりまして先の全員協議会の中でもご説明をさせていただいておりますけれども、併用するということで運営権を公共施設等運営権者に付与するということで考えておりますけれども、その運営権の対価としては今回発生しませんのでまず運営権対価が発生しない、また指定管理者につきましては指定管理料というのでも払うということはないというところで今制度設計をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 議案第42号、甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてでございますが、町の活性化及び企業誘致にもつながることですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第42号「甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号「甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号 財産の取得について（追認）

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第43号「財産の取得について（追認）」を議題と

します。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号、財産の取得について（追認）。次の通り、財産を取得したことについて追認の議決を求めるものでございます。令和6年12月13日提出、町長名です。

記、1、財産の種類、物品。2、財産の内容、小学校教師用教科書及び指導書並びに指導教材、3、納入の場所、町内4小学校、甲佐小学校、白旗小学校、乙女小学校、龍野小学校、4、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町大字堅志田71番地4、氏田文具店代表者氏田敏英、5、契約の金額1,236万7,799円、6、契約の方法、随意契約、7、契約日令和2年3月10日。

提案理由といたしましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による、議会の議決を得ずに行った財産の取得について、その追認を得たいので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ以降につきまして、売買契約書の写しの方を添付しております。説明の方は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。この契約の方法の中で随意契約ということで提示されております。金額的には結構1,200万という金額ですけれども、この随意契約に至った経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 随意契約の理由ということでございますけれども、これにつきましてはまず教科書の採択につきまして、郡の方の教科書の採択の委員会というのがございます。そこでどこの出版社にするのかということをお協議をいたしまして、そこで郡の方で決定をするということになります。そしてそれを町の教育委員会の方に諮って最終的な決定を行う。その教科書に伴う指導書につきましては、全てその出版社が決定しますので、どこの販売店で買っても同一単価、同一物品ということになります。そして教科書の採択自体が3月の中旬ぐらいになりまして3月いっぱいには全て納入されるということになりますので、県の方からまずそのスムーズに教科書の方が供給できるように、どこの販売店どこの販売店ということで割り振りが行われます。同一単価ということですので、その販売店の方で買うということになりますので、行政の裁量の余地がないということで、今回随意契約という形を取らせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 随意契約云々はいいいんですけれども、この追認ということでござ

いますのでお聞きしますけれども、こういうことになった経緯、郡内他のところもこういうことになると、県の他のところもそうだろうけど、何が発端でこういう追認をしなければならないことになったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは追認になった経緯といいますか、その内容についてご説明したいと思います。まず教科書につきましては基本的に4年間で教科書の改定が行われます。そこで甲佐町だけではなくさっき議員がおっしゃいました通り、県内それと全国的もほとんどが単価的にも安いものを何百円、それから高いもので10万程度ということになりますけれども、そこを全て消耗品としての購入していたというのが一番の原因だという風に考えております。その財産の取得に関して消耗品が財産に当たらないというところでの解釈が全国ほぼ全ての自治体で行われたということで、今回追認というところが全国的に出てきている部分でございます。ただ消耗品に関しましても金額、購入金額が700万円を超える場合については議会の議決が必要だということで弁護士の見解もございましたので、一斉に今全国的に追認の議案が出ているというような状況でございます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 解釈の違いとかですね。ただ我々追認するわけですが、やはりかなり前、これは前奥名町長時代ということで、これをはいそうですか、ということで承認していいのかというところにちょっと疑問を感じるわけです。その財産として今度はあげられると、私は財産と言ったら個人的な考えですが、消防車とかそういうのを、それから消耗品と言ったらコピー用紙とかそれくらいの感覚でものを今発言しているわけでございます。それでは消耗品とはどういう位置づけされているのか、それから財産とはというようなところ、消耗品、財産、この違いというか当然管理の仕方も違うと思いますけれども、その辺をお聞かせ願いますか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは消耗品と財産、いわゆる備品の違いというところでお話しさせていただきたいと思います。消耗品と言いますのは議員おっしゃいました通り、紙であったりとか、そういう消耗してなくなっていくようなものが消耗品、それと備品と言いますのが町の規則上で定められておりますのが2万円以下の長期間管理すべきものということで捉えているということになっております。今回消耗品ということで教科書等指導書について購入をしておりますが、全国的にも今のところ消耗品のところが多いということで、こういう風になった事態ということで県の方それと国の方の見解というのが多分今から先出てくると思います。おっしゃいます通り備品として購入している自治体も少ないですけれどもあります。ただほとんどの自治体が消耗品ということで、今から見解が出てくると思いますので、それを踏まえたところで再度町の方にも考えてみたいという風に思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今からいろんなところが出てくるだろうということでございますけれども、この議案に出るにあたって何らかの法的、例えば判例とかそういうのを基づいてこういふことになっていると思いますけれども、それ確認させていただいていいですか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 判例と言いますか、この件につきましては弁護士の方にも見解を聞いております。これにつきましては実際この条例に関して議会の議決を得ずに購入していたということになりますので、その契約自体に瑕疵があるということでお話をいただいております。この見解が全国的に出ますのもだいぶ最近の話でございます、それについて追認までいるのかとかそういう風な議論についても全国的にもなされております。ただそういう見解が出ておりますので、これを追認をいただければこの契約自体が成り立たないのではないかというような見解、法的な見解が出ておりますので、今回追認の方を出させていただいたということになります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま説明がありましたので成り行きというか過程等は分かったんですが、この教科書の策定委員会というのが今ご説明の中にありましたけれども、その構成メンバーとかその辺がわかるのであれば教えていただきたい。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 教科書の改定メンバーでございますけれども、これにつきましてはまず作業部会というのがございまして、各専門家目の教職員がまず作業部会の中で叩いて、いくつかの出版社がございましてそのうちからいわゆるプロポーザルみたいな形で内容についての審議を行う、そしてそれを今度は教育委員さんの中の代表の方々がおられますので、その今度は部会の中で叩かれるというところで、まず原案の方を作成されます。そしてその原案が作成されて町の教育委員会で議案として提出をされまして、それに対して今度は町の教育委員会で最終決定を行うというような流れになっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第43号、財産の取得について追認でございます。今議員さん方からいろんな意見が出ました通り、執行部とおかれましてはやはり関係条例、

関係機関との連携を密にはかっただきまして、今後このようなことがないように本意見を持って追認とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第43号「財産の取得について（追認）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号「財産の取得について（追認）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号 財産の取得について（追認）

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第44号「財産の取得について（追認）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは議案第44号、財産の取得について（追認）についてご説明申し上げます。議案第44号、財産の取得について（追認）。次の通り、財産を取得したことについて追認の議決を求めるものでございます。令和6年12月13日提出、町長名です。

記、1、財産の種類、物品。2、財産の内容、小学校教師用教科書及び指導書並びに指導教材、3、納入の場所、町内4小学校、甲佐小学校、白旗小学校、乙女小学校、龍野小学校、4、契約相手方、熊本県下益城郡美里町大字堅志田71番地4、氏田文具店代表者氏田敏英、5、契約の金額1,273万9,432円、6、契約の方法、随意契約、7、契約日令和6年3月13日。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

次のページ以降に売買契約書の写しの方を添付しております。ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。議案第44号、この件につきましても先の43号と同じ内容的

にはほぼ同じような内容でございます。先程も言いましたように、やはり精査をされて、今後このようなことがないようにしていただきたいという思いをもって賛成をさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第44号「財産の取得について（追認）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号「財産の取得について（追認）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） それでは議案第43号並びに44号について教育長として反省とお詫びを申し上げたいというふうに思います。本件につきましては私が前回の在任中の事案も含まれておりますことから 誠に遺憾に思っている次第でございます。今後、類似の事案が事件が再発を防ぐというそのために、前例踏襲とか近隣市町村もそうやっているからといったような自ら事柄の確認をしていこうという姿勢、もしくは法令的な根拠をしっかりと見定めていくというようなそのようなことをしないで、安易に業務を進めてしまうということがないように、今回のこの事案を分析をし直して再発防止に取り組んでまいりたいというふうに思っているところです。議員各位並びに町民の皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことに心よりお詫びを申し上げます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。11時より再開します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第45号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第45号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）。

次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14億3,914万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,592万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年へ繰越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によります。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加及び変更は「第3表 債務負担行為補正」によります。

(地方債の補正)

第4条、地方債の追加及び変更は「第4表 地方債補正」によります。

令和6年12月13日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款1、町税から3,776万9,000円を減額し、10億259万1,000円としております。1の町民税です。

款10、地方特例交付金に3,877万9,000円を追加し、4,877万9,000円としております。1の地方特例交付金です。

款15、国庫支出金から2億2,222万1,000円を減額し、14億6,373万8,000円としております。2の国庫補助金です。

款16、県支出金に936万6,000円を追加し、5億3,544万3,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款18、寄附金に13億円を追加し、43億100万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に3億1,254万を追加し、13億9,237万3,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入に305万3,000円を追加し、6,804万8,000円としております。5の雑入です。

款22、町債に3,540万円を追加し、13億7,401万9,000円としております。1の町債です。
歳入合計、補正前の額115億8,677万4,000円に14億3,914万8,000円を追加し、130億2,592万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に5億8,487万8,000円を追加し、31億3,735万円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費までです。

款3、民生費に8,958万円を追加し、21億8,905万5,000円としております。1の社会福

祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費に3,738万7,000円を追加し、6億5,100万7,000円としております。1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費に156万4,000円を追加し、3億683万円としております。1の農業費です。

款6、商工費に8億5,459万円を追加し、29億8,517万1,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費から3億1,250万9,000円を減額し、11億2,192万6,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8、消防費に2億161万4,000円を追加し、9億2,597万9,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費から1,372万8,000円を減額し、4億7,259万4,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

次のページをお願いします。

款11、公債費から422万8,000円を減額し、11億1,200万円としております。1の公債費です。

歳出合計、補正前の額115億8,677万4,000円に14億3,914万8,000円を追加し、130億2,592万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。説明は款、項、事業名、金額の順で行います。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、甲佐町総合保健福祉センター空調設備等改修事業、金額が3,637万7,000円です。款7土木費、2、道路橋梁費、道路維持管理事業、1,969万6,000円です。款7土木費、2、道路橋梁費、道路新設改良事業、8億1,170万9,000円です。款7土木費、3、河川費、河川維持管理事業、3,516万1,000円です。款8消防費、1、消防費、浸水対策事業、8,364万2,000円です。款8消防費、1、消防費、防災行政無線設備機能強化事業、5億252万3,000円です。

次のページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正です。1の追加です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。

議会会議録筆耕翻訳料、令和7年度、82万3,000円。コピー用紙A4購入、令和7年度、300万円。広報こうさ印刷製本費、令和7年度、270万7,000円。広報こうさ編集業務委託料、令和7年度、131万4,000円。公共交通運行業務委託料、令和7年度、1,588万6,000円。バス通学用定期購入助成金、令和7年度、300万円。甲佐高校魅力化支援事業委託料、令和7年度から令和9年度まで、1,500万円。指定金融機関業務委託料、令和7年度、308万円。口座振替データ伝送委託料、令和7年度、594万円。支払データ転送手数料、令和7年度、6万6,000円。口座振替データ伝送サービス利用料、令和7年度、6万6,000円。庁舎等燃料費、令和7年度、950万円。庁舎等の定期特別清掃及び環境衛生管理委託料、令

和 7 年度、747 万円。庁舎等の植栽樹木維持管理業務委託料、令和 7 年度、297 万 3,000 円。庁舎の設備保守業務委託料、令和 7 年度から令和 9 年度まで、3,071 万 1,000 円。

次のページをお願いします。庁舎等の機械警備委託料、令和 7 年度から令和 11 年度まで、5,250 万円。こうさっこ子育て応援金、令和 7 年度から令和 8 年度まで、6,025 万円。放課後児童健全育成事業委託料くるみクラブ、令和 7 年度、668 万 9,000 円。放課後児童健全育成事業委託料ゆうぐれハウス、令和 7 年度から令和 8 年度まで、2,000 万円。子育て短期支援事業委託料、令和 7 年度、5 万 5,000 円。ファミリーサポートセンター事業委託料、令和 7 年度、200 万円。地域子育て支援センター事業委託料、令和 7 年度、260 万円。ふるさと納税ポータルサイト利用手数料、令和 7 年度、5 億 3,249 万 9,000 円。ふるさと納税決済システム利用手数料、令和 7 年度、822 万 2,000 円。ふるさと納税ワンストップオンライン申請システム手数料、令和 7 年度、2,162 万 2,000 円。ふるさと甲佐応援寄付金運営事業、令和 7 年度から令和 9 年度まで、10 億 7,034 万 3,000 円。

次のページをお願いします。産業立地人材養成等事業委託料、令和 7 年度から令和 11 年度まで、3,250 万円。地場産品創出支援事業補助金、令和 7 年度、1 億 5,000 万円。学校給食共同調理場業務等委託料、令和 7 年度から令和 8 年度まで、160 万円。学校給食費口座振替データ伝送業務委託料、令和 7 年度 10 万円。

次に 2 の変更です。

放課後児童健全育成事業委託料げんきクラブ、令和 7 年度ですが変更前の限度額が 456 万 5,000 円を 752 万 6,000 円に限度額を変更するものです。すみません。7 ページに戻っていただいて、口座振替データ伝送委託料につきまして、すみません金額が間違っております。594 万円と申し上げましたが、59 万 4,000 円の間違いでしたのでお詫びして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

10 ページの方をよろしくお願いいたします。

第 4 表、地方債補正です。1 の追加です。

起債の目的、防災減災国土強靱化緊急対策事業債、限度額 630 万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、年 5 % 以内。ただし利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰上げ償還もしくは低利債に借り換えすることができるものいたします。

次に 2 の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的、過疎対策事業債から 2 億 810 万円を減額し、6 億 3,810 万円としております。

緊急防災減災債に 2 億 3,720 万円を追加し、限度額を 5 億 3,970 万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。9ページの地場産品創出支援事業委託料についてお尋ねをいたします。この事業は初めて出てきたという風に思うわけですが、なぜお聞きするかと言いますと、私は現在農事組合法人あぐり田口の組合長を務めております、農政課長また町長もご存知と思うが農業法人はどの法人も立ち上げの時から経営面での確立を目標、あるいは課題として捉えてきております。これまでも私は議会の中で何度もこのことを申し上げてきたところでございますが、その課題に対しましては何よりも安定した収入を得る手段が必要だということは申し上げてきました。そこで町で行っているふるさと納税の返礼品として米が一番だという事実がございます。あるサイトでは全国で9位になったというニュースを耳にしたところでございますが、その米は担当課長の過去の答弁から純粋な甲佐の甲佐産の米ではないと、甲佐産の米ではなくて県産米だということを聞いております。そのことが制度上問題はないということももちろん分かっておりますが、やはり私としましては甲佐の米は美味しいということをやはり全国に知らしめたいと知っていただきたいと、またそのことによって町の農業、特に町も一緒に私も一緒に取り組んできました農地組合法人の経営の安定・確立を後押しできるのではないかという風に考えております。何かできないかなとずっとずっと思ってきたところでございます。そのような思いがあってこの質問をしております。この9ページに出ている地産品というのはふるさと納税の返礼品という形で地場産品に関係するのを含めまして、まずは制度の内容・趣旨・支援の対象者また支援内容について担当課の方にお聞きをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。地場産品創出支援事業補助金の制度につきましてご説明いたします。こちらの制度の趣旨といたしましては甲佐町内において新たな特産品の開発または既存の特産品の生産力を強化するために特産品の生産・製造・加工等にかかる施設・設備等を整備する事業に取り組む事業者に対して補助金を交付したいというものでございます。この本事業によりまして開発等を行った特産品につきましては議員がおっしゃるようにふるさと納税の返礼品として登録することを条件とするというところで考えておりますので、その部分での関係性があるというところでございます。次に対象者につきましてですけれども、こちらにつきましては1つに開発後の特産品・返礼品とお呼びしますが、返礼品にかかるふるさと納税額が目標額に達したものであるというところで考えております。今回の事業につきましては交付申請前にまず施設の整備に関しまして事業認定を行うことと予定しておりまして、その事業認定が終わりましたらその開発後の返礼品にかかる寄付を募りまして寄付額が目標額に達成した方を補助対象とするというところで今現在考えているところでございます。こちらにつきましては町内の事業者だけではなく甲佐町で事業所等を開設する予定の方につきましても対象としたいという

ところで考えております。次に補助率等の支援内容につきましては、まず支援対象経費としましてが、申しあげました通り施設の整備費それから施設費などを対象としておりまして、補助率につきましては元々の町内事業者につきましては10分の8といたしまして、町外事業者につきましては1年以内に町内に事業所を置くということを要件にしたいと考えておりますけれども、その場合におきましても10分の4というところで差を設けたいというところで考えております。ただこちらの町外事業につきましては、町内からの雇用者を増やしたりあとは町内事業者からの資材購入を増やすなどの地域貢献がもしあれば補助率を加算すると言った措置も取りたいというような制度で今考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） ただいまの担当課長の説明にありましたように制度については分かりました。今の説明からこの制度による効果としてふるさと納税の安定確保があります。それ以外にも新たな企業が甲佐町に事業所を置いて事業を始めるということだが、企業誘致というような意味ともう1つ地元には事業者とそうでない事業者について補助率に差をつけられているというようなことであつたと思います。私はこの場で繰り返して申しあげましたように農事組合法人を含めた地元の事業者の方々の経営の安定や発展的な事業への取り組みをふるさと納税の制度を利用して町が積極的に応援するというようなことだと捉えてよろしいのでしょうか、担当課長。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） お答えいたします。議員がおっしゃるように本制度の効果といたしましてはふるさと納税の確保もございますけれども、それ以外につきましてはこの返礼品を活用しましたところでの企業の誘致、それから地元事業者の支援と言ったところを想定しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） これで3度目になります。最後の質問といたします。担当課長からの説明・制度内容・目的については理解いたしました。特に目的として課長からの説明で地元事業者の支援が含まれるということが。私としては先ほどから何回も言いますように町の基盤産業である農業の維持発展の期待も含められているものだと考えております。そういうことを期待しながら私も議員として今発言をしておりますけれども、現役の経営者でございます。甲佐町をそれこそ農業を真剣に考えている1人でございますので、ぜひここでこの制度に対する町長の思い、今私が申し上げてきたことに対して町長の考えをここでお聞きさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 今回地場産品創出支援事業補助金ということで新たな事業を創設いたしまして、債務負担行為を設定させていただいているところでございます。この事業に対する私の思いということでございますが私は常日頃、誠実・チャレンジ・甲佐愛、これを政治モットーとして町政運営に努めているところでございます。その中のチャレンジ

ですね。私常日頃から申しておりますが新たなことにチャレンジしていく勇氣というものが
必要だと思いますし、チャレンジなくして成功なしという風な考えを持っております。
特に現代の社会ですね。色々と社会変化の激しいスピードが激しい時代にあってはやはり
アンテナを張り巡らせて必要な事業、そういったものを常に意識しながら積極的に新たな
事業にチャレンジしていく必要があると思っておりますし、またチャレンジしないという
ことは私はイコール衰退だという風に考えております。そのようなことでそのような考え
を常日頃職員の皆さんと共有しながら新たな施策、先般もご提案しましたけれども、新た
な子育て支援策とかそういった新たな施策を構築していついてるところでございます。そ
のような中で新たな事業を展開していくためには財源が必要となります。その財源の中で
現在ふるさと納税、これにつきましては非常に町政運営を図る上で貴重な財源という風にな
っております。昨年度が約28億8,000万円の寄付を頂いております、これにつきましては
県内1位の成果だったという風になっております。これにつきましては前奥名町長時
代に現在の委託業者との関係性を構築されて、その関係性が今ちょうど軌道に乗ってきて
そのような結果が出ているということで私も非常に感謝しているところでござい
ます。そのように前町長からの基盤を作っていただいたこのふるさと納税制度でござい
ますが、今後私たちに求められるのは今後いかにしてこれは恒久的な財源ではないとい
うことを認識した上で、いかにして継続的にふるさと納税の方をいただく方策を考
えていくかということが重要であるという風に考えておまして、これにつきましても
職員と色々とアイデア出しながら今回地場産品創出支援事業補助金というものも
構築したところでもございます。議員がおっしゃいますように農業につきましては
甲佐町の基幹産業でありまして、私のマニフェストにも農業振興に向けた支援の
拡充の1つとしても農業法人への新たな支援というものを掲げております。先ほど
担当課長から説明がありましたがこの制度は多種多様な効果を生み出すような
制度設計としておまして、効果といたしましては企業誘致やふるさと納税の
安定確保はもちろんでございますが、地元事業者の育成・発展も目的として
おります。その中には議員がおっしゃられますように農業振興の意図も含まれて
ございます。この制度を活用していただくことで新たな事業化を進めていただく
など課題解決の糸口になることも視野に入れているところでござい
ます。私といたしましてもマニフェストを進める上でこの事業につきま
しては効果的な施策として推し進めていく所存でござい
ますし、ご議決をいただきました後にはこの制度を皆さんが効果的に活用して
いただくために担当課のみならず農政課など関係する課においても必要な
支援を行うよう指示をしていくところでござい
ます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時39分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 13ページなんですけれども、町税で3,700万の補正減となっているわけなんですけれども、この町税というのは町民税・法人税・固定資産税、やはりこの町税というのは町民の皆さんの暮らしとか、それから事業の町の経済の状況なども反映すると思うので、この減額が大きいなというふうに思うんですけれども、どこで減額になっているのか。そしてまたこれは予算だったので、予算を大きく見積もったせいなのかそこら付近を説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） お答えしたいと思います。今回町民税・個人町民税、この分について減額の補正の方を計上させていただいております。この分につきましては今年定額減税が行われておりますのでその分について減額をさせていただいたところになっております。今回補正で計上させていただいたらある程度当初時点で見込みではあるんですけれども、金額的にある程度は出ていたんですけれども、一応この減額分については国のこの下の歳入の地方特例交付金ということで全額国の補填分ということがありましたので、その金額が確定した時点で歳入の方も合わせた、歳入というか調定の方のお金の交付金を合わせたところで予算上計上しようということで今回計上させていただいたところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。17ページの総務費の一般管理費、職員手当の中の時間外手当が12月に95万、これは緊急的な事業が何か出たのかどうか分かりませんが、どういった理由かと何名分なのかを、それとその企画の部分3の18負担金補助及び交付金なんですけれども、住宅開発行為支援に2,000万、それから民間賃貸住宅建設費に対して3,000万計上されておりますけれども、この分については先般からのいろんな住宅対策問題の一環だとは思いますが、この内容について、もし今現在そういう話が来ていてされているのか、暫定的にその予算を3ヶ月間残り3ヶ月間の間に来る予定というか期待しているかどうかのことを含めましてお聞きします。それともう1ついいですか。24ページなんですけれども、24ページの923の学校建設費の中で小学校長寿命化設計業務委託料、それから工事費の中の小学校長寿命化工事が減額になっております。この減額になった理由とその計画をされていた学校名を教えてください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 時間外につきましては総務関係、総務課またくらし推進室、地域振興課その他の部分で一括して計上をさせていただいております。この95万につきましては緊急的な事業等もあったわけではありませんけれども、制度設計だったり財政の計算だったりそういう部分で時間外が予定しておいたよりも大幅に超えたために95万の増額という形で取らせていただいております。以上になります。人員につきましては14名の分を計上させていただいております。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 住宅開発行為等支援補助金及び民間賃貸住宅建設費補助金につきましてご説明申し上げます。まず住宅開発行為等支援補助金につきましては議員がおっしゃるように今年度改正を行ったところによるものでございます。こちらにつきましては現在ある場所に作りたいというところで今農振除外の手続きをされているというところが20区画ございますので、その分ということでございます。下の民間賃貸住宅建設費補助金につきましては現在認定までが終わっている戸数が2戸、また問い合わせがそれ以外にもございまして、その分の問い合わせ分も含めたところで現在計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 学校建設費の方でございますけれども、これにつきましては当初で甲佐小学校それと白旗小学校のプールの修繕を予定しておりました。ただ私が4月に来ましてからプール自体が建物としての管理、これは学校基本調査の中ですけれども建物としての管理というのがなされておらず、内容について一切何もないというような状況で実際甲佐と龍野についてプールについて早急に修繕をするべきか、1年2年持つのか持たないのかというところで業者の方に見ていただいたら2、3年は大丈夫でしようということでしたので、今回そこを改修するような計画でしたが、全てのプールについての保全計画、実際どのくらい今傷みがあるのか、どのくらい修繕したらもつのか、建て替えが必要なのか、そういうところも含めたところの保全計画の方に12月の補正予算の方で切り替えを行っております。それに伴いまして今回建設費については減額をさせていただいたということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。先ほどの住宅開発の件ですけれども20区画ぐらい予定があるということですが、その中で農振がかぶっていて今農振除外申請をされている状況で外れる予定はあるのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。現在農業委員会への諮問とかそこを終わりました今県にあげている状況になります。以上になります。一応町の見解としましては外れる予定になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの農政課課長からの答弁に対して、発言の訂正がっておりますのでこれを許します。農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すいません、ただいま申しました部分につきましては可能性があるということを言いましたけれども、今県の方へ意見を提出しているところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 今の質問なんですけれども17ページの民間賃貸住宅建設費補助金についてなんですけれども、これも私も質問させていただこうと思って先ほどから思っていたんですけれども、この条例は9月議会で決めたという風に思うんですけれども、それから間を置かず補助金が支出されていますけれども、甲佐地内にそういった賃貸住宅が建つというのは非常に人口対策上からも非常にいいと、喜ばしいことだという風に思うんですけれども、この条例ができてすぐこういう風に補助金を出すということではその経過がもう少し説明をしていただきたいなという風に思うんですけれども、この補助金も上限は確か5,000万だったというふうに思うんですけれども、やはりそういった点でこの補助金がなければこの賃貸住宅を予定されている方はよそに建設をしようとかそういった色々な流れがあったのかどうか、そこら付近をお尋ねをしたいという風に思うのと、それからあゆみの空調の整備なんですけれども、これは以前コロナの時の臨時交付金でも整備をやったと思うんですけれども、そこら付近で説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 今回9月に要綱の説明をさせていただきまして、その後の経過といたしましてはやはりこの事業を9月にご説明させていただいた趣旨といたしましては、急ぎこの制度を推進しまして移住定住をはかりたいというところでございますので、要綱を急ぎ制定いたしました後に16団体ほどにPRということでこの情報を提供させていただきまして、その後各種団体から問い合わせをいただいた後に今回色々問い合わせがあった内容につきましても含めたところで補正という形で取らせていただいております。こちらにつきましては申請があつてからの予算ではなかなか対応が遅くなるということもございますので、今回見込みというところも含めたところで補正の計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） それでは保健福祉センターの空調設備についてお答えいたします。まず令和2年度と令和3年度の予算でコロナ関係の地方創生臨時交付金を活用しまして施設全体の空調設備の改修を行っております。今回の改修につきましては施設の廊下部分の空調設備の改修ということにしておりますけれども、廊下部分の空調設備につきましては令和2年度3年度の工事の時に廊下部分に床置き型のエアコンを事務所前に2台設置しております。今回はその廊下部分に床置き型のエアコンを増設するとか、廊下部分の窓ガラス等に温熱効果を断熱・遮熱フィルムを貼るなどの計画をしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） その時の令和2年度の時のコロナの時の臨時交付金の時の整備

にかかった費用を1つお伺いをしたいのと、それから9ページの放課後児童健全育成委託料が変更されておりますけれども、その理由についてお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） お答えします。令和2年度及び令和3年度の予算で保健福祉センターの空調に関する整備を行った費用ですけれども、総額が約4,640万円となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 放課後児童クラブげんきクラブの分の変更につきましてお答えします。こちらにつきましては変更前の限度額は456万5,000円、変更後の限度額が725万6,000円となっております。こちらの分につきましては支援員さんの人件費の増加とそれと送迎費の増加となっております。こちらげんきクラブの方につきましては白旗福祉ふれあいセンターの方で実施しております。こちらの方の子供さんは白旗小学校と乙女小学校の方から来ていることになります。令和5年度につきましては白旗小学校の子が8名、乙女小学校が5名、令和6年度9月末現在ですけれども、白旗小学校の子が7名、乙女小学校が17名ということで、乙女小学校の方から来る方が多いため送迎費の増加という風になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 9ページの産業立地人材養成等事業委託料5年間の債務負担行為の3,520万書いてありますけれども、今後の事業ではございますが、これの説明を受けておきたいと思っております。それと7ページのバス通学用定期購入助成金が令和7年度から300万ということで債務負担行為があげられておりますけれども、この300万というのは今現高校、市内の方に通われている高校生とかそのあたりの調査をもとに300万という金額を上げられたのか、その点の説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 産業立地人材養成等事業委託料につきましてご説明申し上げます。こちらにつきましては産業立地及びデジタル人材育成というところで事業構築をするものでございます。これによりまして雇用の創出、それから企業の誘致というところでの持続可能性を確保するための事業構築ということでございます。事業費につきましてが先日の全員協議会でご説明をいたしましたけれども、2つございましてリード獲得といたしましてホームマーケティング事業、それからデジタル人材育成といたしましてはいろんな各種セミナーの開催というようなところでの計上というところでの毎年650万の予算ということで予定させていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） バス通学定期購入補助の金額の根拠ということですが、これにつきましてはまず熊本バスさんにお尋ねしております。令和5年の実績として196件、人ではありません。1年分の定期券を買われた場合は1件、各学期ごとに定期券を買

われた場合は3件というカウントをされておりますけれども、令和5年の実績で196件の約500万程度ということの資料をいただいております。その後、今年度ですね、バス料金の値上げもされておりますのでそういったところを含んで今回の助成が2分の1になりますので600万を想定して2分の1の300万という形で負担行為をお願いしているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページ数で行きますと23ページですね。消防費の中の防災対策費ということでデジタル防災行政無線整備工事ということで2億円が計上されております。この件について事業の中身について説明をいただきたいと思うのが1点と、もう1点は整備内容を聞いてから質問になるかもしれませんが、住宅や店舗、個人の住宅の話だと思うんですよこれは、個人の方で住宅兼店舗の方についても2箇所分設置が可能なのか、個人負担が発生するのかについて2点の質問ということでお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） それではお答えいたします。防災行政無線の全体を更新する本事業につきましては当初は令和6年度の当初予算で約3億円を計上いたしまして、この予算で本体工事を進めながら翌令和7年度に約2億円を計上して戸別受信機などの機材を整備する2か年の計画で考えておりましたところ、親局のある本庁舎が浸水想定区域にあることを踏まえ現方式を採用する業者に加えて親局を主要としない新たな方式、この新たな方式と言いますのは携帯電話網とかポケットベルの電波を利用した情報伝達手段でございますが、これを採用する業者、合わせたところのプロポーザル方式での入札で業者を決定する方向で今回考えております。今回2億円を計上する理由につきましてはこのプロポーザルを行うにあたり、業者に対して本事業全体にかかる費用を積算してもらう必要があることから、令和7年度の当初予算で計上予定であった事業費を前倒しで本年度予算に計上させていただきたいと思ひまして要求したものでございます。それとあと1点の戸別受信機に関する件でございますが、店舗と自宅が一緒というところで2台与えるかというところですけども、現時点では1世帯、建物に1台というところで今お配りしているところがほとんどだと思いますので、今度新たな事業後の戸別受信機につきましてもその方向でお配りしたいと考えております。その費用につきましては町が負担するというところで考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。これに関連したのは私が昨日一般質問で防災、特に火災等について質問をいたしました。その中で普段は家におられるんですよ。ただお店も同じ建物の離れとか別で昼はお店の方におられるんですよ。そこでやはり色々な情報、火事とか災害とかは聞きたいと思うんですよ。夜は多分家に帰って寝られたり生活をされますので、同じ方でもやはりそういった生活形態で1箇所だけではどうしても不足するよう

なところがあればしないのかという思いがあるんですよ。そういったことを住民の方からお聞きしましたので質問をいたしましたけれども、その辺についてプラス1戸増えれば個人負担が出てくるのか、もしくはそれもこの制度の中で負担なくてできるのか、この辺については将来的な展望も含めてこの辺はどうにか検討していってもらえないかという思いがあって質問をいたしました。どうでしょう。

○議長（宮本修治君） 昼食のため、しばらく休憩します。

休憩 午前12時2分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 先程、休憩前に鳴瀬議員からの質問にお答えします。現在設置の戸別受信機につきましては、先程、私全世帯に無償で対応していると申しましたが、実際は各家庭と病院とか福祉施設など公共性の高い施設には無償でお配りしておりまして、店舗等につきましては、希望する方に有償で取り付けてもらっております。また、その当時、これを付けたのが平成19年ですと前々でその頃携帯のアプリとかで発信するというものはありませんで、今は個別受信機とは別に屋外でも情報伝達が行えるように安心メールで同じような内容を配信しております。そういった中、更新後の個別受信機をどのように設置するかについては今後、公募型のプロポーザルによって業者を決定いたしますので、決定された業者がどのような情報伝達手段を用いるか現時点分かりませんので、どこに設置するのかというのはお答えできませんが、業者決定次第、鳴瀬議員のご意見も参考に検討してまいります。以上で終わります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 13ページの歳入です。この国庫支出金でございます。目の4土木費国庫補助金とありますけれども、補正前の額が7億7,800万ほど、それから補正額が2億5,000万ほどの減額になっております。項目が交付金が2項目、それから補助金が1項目とありますけれども、この減額の理由を教えてくださいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは道路橋梁補助金についてご説明を申し上げます。こちらは当初国費ベースで6億1,351万円の交付金補助金の申請を行ってございましたけれども、社会資本整備交付金並びに個別の補助金等の決定に伴って交付率が約61%と交付決定がなされました。それに伴いまして減額の2億5,417万円という減額になっております。そのために各路線間での延長の調整だったり、事業料の減少、それと次年度等へ先送り等などの計画変更をして行っているような状況でございます。交付決定による減額ということになります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） ページ13ページの土木費国庫補助金の中でがけ地近接住宅等移転事業補助金とありますが、この内容についてお尋ねいたします。もう1点ページ15の款諸収入の多面的機能支払事業補助金返還金がありますが、この内容についてご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） がけ地移転補助金についてご説明をいたします。こちらは危険住宅に伴いまして崖地等または土砂災害危険区域等に住まわれている方がその地域以外のところに移転をされる時に出る補助金でございます。補助の内容といたしましては除却費、解体費用が平米あたり3万2,000円、それと引っ越し時の費用が1戸あたり97万5,000円、それと建物を建築される際、土地の購入費の時の購入に関わる利息の補給費用代、それが1戸あたり最大で731万8,000円となっております。この当該がけ地移転補助金は当該計算しましたところ、その方1件ですけれども256万5,000円の補助金となります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 15ページの多面的機能支払事業補助金返還金についてお答えします。これは1つの行政区が多面的機能支払事業から中山間地域直接支払制度への補助金の方へ変えられるというところで発生しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4 番、森田議員。

○4 番（森田精子君） 4 番森田です。予算の関連ということで1つお尋ねをしたいことがありますよろしいでしょうか。昨日佐野議員の質問の中に放置された農地山林の改善ということで補助金制度の問題がありました。定義がありました。その中で耕作放棄地を利用して活用された方が2件、平米にして2,182平米、補助金が9万円ということでありましたけれども、この補助金が実際私の方も勉強不足で知らなくて、今特に地域の住民の方たちは環境、結局農地の荒廃それから山林の荒廃等に悩まされて、またそれが有害駆除の方にも発展せざるを得ないような状況下の中で今生活をされておられ、かなりそういった面ではこういう補助制度があるということを知らない方もたくさんいらっしゃいます。その時の担当課長としてはホームページの方に載せるということで答弁をいただいておりますけれども、執行部の方でかなりいろんな事業を聞くときにどういった形でお知らせをしていますかという時にホームページに載せていますということがかなり多くございます。そういった中でホームページを实际地域住民の方達がどのくらいの頻度で見られているかというのは計り知れないんですけれども、なかなか見る機会というのはないじゃないかという風に思います。なのでそういった事業が新しい事業にしてもそうなんですけれども、地域の人たちが困っている場合にこの事業はこれに使えるかもしれないなというような時の地域住民の方たちへの周知、それをもうちょっとどうか徹底してもらえないかな

という風に思うんですけども、その辺町長いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 町独自の耕作放棄地解消事業につきましては今年度創設させていただきました。これは昨年宮川議員の方からも一般質問でご提案いただきまして、町の方で研究を行いまして事業構築をさせていただいたところでございます。昨日農政課長からの答弁でこのような周知についてはホームページ等で周知していますということでしたけれども、森田議員おっしゃられる通りじゃあ農家の方々がそのホームページを何人見られるのかとか、そういった疑問点もございます。町の方といたしましてはやはりそういった事業内容等の周知徹底を図るために、まずは区長会とかがございますので区長会とかの際にはこういった新たな事業創出した場合は説明をさせていただきたいと思ひますし、あとは農政課の方ですといろんな出向いて座談会とかがあっていると思ひます。例えば地域計画を今作っておりますけれども、そういった時に色々地域に出向いた説明会、そういった座談会等が開催されますので、そういった際にもそうやって新たな事業を構築した際は周知徹底をしていただくように私の方からも担当課には指示したいと思ひます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。すいません、先ほど合わせて聞けばよかったんですが、7ページのバス通学定期購入補助金の申請、支払いの方法、要は甲佐町に住まれている方であれば何かしら口座登録とかがあってそれでできる可能性もありますけれども、今度甲佐高校に通われる生徒さんというのは甲佐町には住まれてない方も多いと思ひますので、その支給方法が1点と、こうさっこ子育て応援金が令和7年度から債務負担行為があげられておりますが、これは可決されてから令和7年度からの支給にはなると思ひるので、今年の3月の子どもたちには間に合わないのかなという解釈でおりますが、この物価高騰の中、もし支給できるのがあれば前倒して支給していただく方がお子さんたちも助かるんじゃないかと思ひますが、その2点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それではバス通学用定期購入助成金についてご説明いたします。今回令和6年度の補正といたしまして助成金について債務負担をお願いしておりますが、令和7年の予算になりますけれどもこの助成金とは別に補助金というのを2本立てで制度設計しております。まず助成金につきましては熊本バスさんのご協力により窓口で既に50%引いた部分で購入できるという形をとっております。償還払いではなく現物支給という形になります。これにつきましては事前にももちろん町民の方のみですけれども、町民の方が事前に購入の申請をしていただいて年度内に決定通知を出します。その決定通知書を持って熊本バスさんの営業所で購入される場合、その場で50%を減じた額という形で購入できるということになっております。その購入に基づいて熊本バスさんが甲佐町の方に請求されるという形をとっております。これにつきましては甲佐町民の方で熊本バスの定期のみで、後乗り継ぎ定期とかございますけれども、乗り継ぎ定期の方は償還払い後の補

助金という形になります。これについては今熊本バスも含めて共同経営体というのがございますが、そちらの方に協力の依頼をお願いしたんですけれども、なかなか事務的に複雑ということと確認が取れないということで産交さんその他のバス会社については難しいというお話でした。また購入先についても甲佐営業所と城南営業所と中の瀬営業所については窓口で既に50%減じた額で購入ができるということでした。サクラマチで買われた場合は確認が難しいということで定期購入する部分について数が多いのと、窓口が熊バスさんだけではない場合もあるということでしたのでそこは難しいということでした。補助金については町民の方で、例えば宇土高校とかに行かれる場合熊バスを利用せずに美里の方で産交とか乗られると思います。そういった方に関しましては後で補助金という形で必要書類を提出していただいた後に補助金を払うという形を取ります。甲佐高校の場合、甲佐高校で甲佐町民の方であるならば先ほど言いましたような窓口です、半額減じたところでの購入が可能ですけれども、町外の方に関しましては全て補助金という形で対応を取らせていただくこととしております。実際購入された後、必要な書類を町の方に提出していただいて後で払うという形にしております。今回助成金等についても債務負担をお願いして今回ご議決いただきましたなら現甲佐中学校または甲佐高校、または既に高校に通っておられる方がおられますので周知の方を行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それではこうさっこ子育て応援金の前倒しの支給ができないかということにつきましては、こちらのこうさっこ子育て応援金の制度設計としましては3月の支給という風に制度設計をしております。ただし令和7年度の入学者、初回の交付対象者につきましては事務のまず初めての事務をすることになりますので、令和7年度に入ってから支給をしたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。6ページの繰越明許費の中の事業の内容についてお尋ねいたします。土木費の道路橋梁費、道路新設改良事業のこれから予定されている事業内容、それと8の消防費の消防費、浸水対策事業の事業内容について、この2点ご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは繰越明許費のご説明を申し上げます。まずは道路橋梁費の道路新設改良事業費ですけれども、こちらは現在発注している部分、それと未発注でこれから発注している部分を先ほど申し上げましたけれども計画変更等をしておりますので、そちらをにらんで残予算全てを明許繰越費として計上をさせていただいております。現在発注している事業につきましては3月めどに終わる事業もありますけれども、出水期前まで5月までの終わる事業もありますので明許繰越費をさせていただいております。個別な路線については全ての路線全てという風になります。用地費なんかもありますので3月まで登記が終わらなかった場合は繰り越しが必要となりますので、そういった可能性が

ある部分については明許繰り越しをさせていただいております。それと河川費の浸水対策事業費につきましては、消防費の浸水対策事業費につきましては馬門の溜池の工事をこれから発注しておりますので、その工事費、それと横田浸水対策工事といたしまして現在大井手水路の甲佐高校前の工事を行っております事業、それと中横田中学校付近の道路と冠水調査の委託費を繰り越ししていくこととする予定としております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この議員11名おりますけれども、議員11名のうちの1人の意見としてお聞きいただきたいと思っておりますけれども、今甲佐町が置かれている状況を見ますと今熊本県ではTSMCがここに来ている、またふるさと納税も多額の寄付がある、過疎債もあるということは甲佐町の明るい未来を礎を作るのはここ4、5年の町長はじめ執行部並びに議会のこの働きによるところが大変な思いがあるのではないかなという思いがあります。その点町長に考えをお聞かせ願いたいというのが1点。もう1点は、とはいえやはり我々は行財政改革をしっかりと見つめ直してはなくちゃいけないのではないかなという思いがあります。来年度から子供子育て支援に1億2,000万、ふるさと納税を財源としてされると、大いに結構なことでございます。そこでただ本来行政としてあることは子供子育てに支援を力を入れるならば逆に言うならば高齢者福祉の方は高齢者の方々に少し我慢をさせていただいて、またはその高齢者福祉の予算を削ってでも子供の子育てに支援を充てるとというのが本来の私はあるべき姿じゃないかなという、そういう行財政改革の精神は忘れてはならないという風に思っております。この2点を是非とも町長には今後、行政運営をされる上で考えていただきたいという思いがありますので、この2点について町長のお考えを聞かせください。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは今後のまちづくり、行政運営も含めたところでの今後のまちづくりということで、私の考え方について述べさせていただきたいと思っております。ただいま本田議員の方からもありましたように、熊本県で見ればTSMCの進出、後は本町におきましては先ほど言われましたようにふるさと納税が昨年県一だったと28億8,000万円頂いております。ちなみに今年度につきましては11月末時点で31億円を超えております。そのような中でふるさと納税も順調に伸びていっている。そのような中でまちづくりをする中では私も毎回言いますが、いろんなことにチャレンジしていく勇氣が必要だろうと思っております。そういったことで必要な事業については勇氣を持って色々と事業構築をさせていただきたいと思っておりますし、その際にはしっかりとこの議会の方で説明責任を果たしていきたいという風に考えています。一方で行財政改革ですね。絞るべき予算は絞るということも当然必要だというふうに思います。これはよその町の岐阜県のある市の事例でございます。そこも少子高齢化、人口減少の進展に伴ってやはり若い世代を獲得しないといけないということで新たな子育て支援策を創設されました。その際の財源といたしましては高齢者福祉を財源を絞って子育て支援に充てられたというような市もございます。そ

の市長は今年度市長になられたということで、これについてどうかというような新聞記事等もあって町民インタビューとかもあっていました。その町民の答えといたしましてはやはり高齢者の方々はやはり今から先未来を担う子供たちのために私たちのためよりも財源を使ってほしいという高齢者の意見と、あとは若い方の意見はいやこれまでこの市を支えてくれた高齢者の方々にしっかり支援をしていただきたいというようなことで、そういった素晴らしい市もあるということを先日情報を仕入れたところでございます。本町といたしましては私も今回の議会の中で申しましたけれども、子育て支援と言いますのはやはり10年後20年後30年後の甲佐町の存続に向けて現在高齢化率40%ということで、全国平均を10%上回っておりますので、このままの状態では甲佐町が10年後20年後30年後推移していった場合、じゃあ果たして甲佐町は甲佐町として存続していけるかということが非常に危惧されると思いますので、そのためにも今の時点で若い世代の方々を甲佐町に獲得していくということを今のうちに中長期的視点で行っていく必要があると思いますし、それと同時にやはり本田議員も言われましたけれども、高齢者福祉今現在、問題を抱えている高齢者の方々、高齢者福祉問題もございましてそこにもしっかりと目を向き合ってその将来的なまちづくりと今ある課題・問題点に対するまちづくりというのを双方をバランスを取りながら政策を展開していく必要があると思っておりますし、その際には財源が必要でそういった行財政改革の観点も必要だと思います。いろんな事業をブラッシュアップしながらスクラップ、見直す事業はしっかりと見直して、そして新たに作り上げていく事業を新たに作り上げながら甲佐町町民の福祉の向上に繋げてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番です。今月の頭に熊本甲佐10マイルがあったわけでございますけれども、女子5キロの部で田中選手が日本記録をだされました。そういう中において3回ぐらいの出場されておりますけれども、そういう日本記録が出るということで参加者が日本でもトップ選手ですよ。そういう選手が来る中においてやはりそういう選手と一緒に走りたい、競いたいというような思いがあって参加者も増えるんじゃないかと思っておりますけれども、給付金もだいぶありますけれども、やっぱり町の予算ももう少し増額できないものかというような質問でございますけれども、どうでしょうか町長。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 10マイルに対しての予算増ということでございますけれども、これは10マイルに限らず色々今物価高騰等っております。いろんなイベントをする際に例えば鮎まつり、いろんな産業文化祭いろんなイベント、町で行いますけれども物価が高騰しておりますして例えば同じ事業をするにあたっては予算額というのは当然1.2倍ぐらいの予算額が必要となります。予算額ベースで同じ予算ですとなると当然やはり例年通りの事業はできないということでございます。そのような財政状況下にある中で現在ふるさと納税も頂いているのでということでぜひ10マイルについての予算増ということでの福田議

員からのご質問とと思いますけれども、今年の開催されました10マイルが第49回ということで、来年が節目の第50回の大会となっております。この50回については記念大会ということとでしっかりと力を入れた10マイルの運営を行っていきたいという風に考えているところでございます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第45号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）でございます。補正額で14億3,914万8,000円の追加ということでございます。歳入ではふるさと甲佐応援寄附金の増額、国権支出金では社会資本整備総合交付金による配分決定による減額補正、歳出面では債務負担行為補正において子育て基金を始めとし産業立地人材育成事業委託料など新たな施策への予算が追加されております。特に今回の補正におきましては全員協議会を始め臨時議会、本会議におきましても各議員より多くの意見が出されたところでございます。返せばそれだけ大きな期待があると捉えることができます。町長はじめ執行部におかれましてはさらなる努力を切に希望を申し上げ、賛成意見といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第45号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号 令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第46号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 議案第46号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補

正予算（第２号）についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和６年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億534万5,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

（債務負担行為）

第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額は「第２表 債務負担行為補正」によります。

令和６年12月13日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款４、県支出金に20万円を追加し、11億1,295万2,000円としております。項１、県補助金です。

款７、繰入金に2万4,000円を追加し、1億5,606万3,000円としております。項１、一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額15億512万1,000円に22万4,000円を追加し、15億534万5,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。

款１、総務費から6万1,000円を減額し、3,599万5,000円としております。項１、総務管理費及び項２徴税費です。

款２、保険給付費に10万3,000円を追加し、10億8,096万2,000円としております。項２高額療養費並びに項５葬祭諸費です。

款５、保険事業費に19万7,000円を追加し、2,065万5,000円としております。項２特定健康診査等事業費です。

款７、諸支出金に2万円を追加し、144万1,000円としております。項１償還金及び還付加算金です。

款８、予備費から3万5,000円を減額し、1,486万3,000円としております。項１、予備費です。

歳出合計、補正前の額15億512万1,000円に22万4,000円を追加し、15億534万5,000円としております。

次のページをお願いします。

第２表、債務負担行為です。

事項、保健指導訪問用車借上料、期間令和７年度、限度額48万8,000円です。

今回の補正につきましては、主に国保連合会から貸与されている国保総合システムなどの昨年度末に機器更改がなされましたことに伴って必要となりましたカラープリンター

に係るトナーなど消耗品の増額によるものでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願します。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 10ページなんですけれども、特定健診審査等事業費の消耗品の増額なんですけれども、それに付随して今年も特定健診が行われましたけれども、その健診の状況についてお聞きをしたいのと、それで特定健診なんですけれども費用ですね。やはり様々ありますけれども肺の健診とかそれぞれありますよね。それでやっぱり総合するとやはり1万近くということで、よく見てみますとやはり自分で選択できますので700円だったり1,000円だったり1,500円だったりずっと見てみますとそういった選択をされているようなんですけれども、よければ本当に全部受けたいものが全部受けられるようなそういった費用になればいいなという風に考えているんですけれども、そういった点については検討されているのかどうか、そこから付近お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） まず最初に6年度の特定健診の状況ということでのご質問ですが、まず6年度では集団健診の受診者数だけしかできてございまして、その分で行きますと特定健診が762名、前年からしますと115名減ということで、あとわかもん健診につきましてが41名、前年度12名の減ということになっているところでございます。健診項目の受けたい健診を全部といったところでのご質問なんですけれども、特定健診に関しましてはどうしても健診する項目というのが法律基準で決まっておりますので、あくまでも義務になっている部分の健診を行うといったことになってございまして、今のところそれを何かしら追加するようなことでの検討は行っていないところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 何かありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第46号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。ただいま執行部の方から説明がございました通り、今回歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加され、歳入といたしましては県支出

金それから繰入金の増加ということ、それから歳出に関しましては保険事業費のシステム消耗品の増額ということでございます。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第46号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第47号「令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 議案第47号、令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億1,636万5,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分每ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和6年12月13日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款8、繰入金に39万6,000円を追加し、2億8,392万3,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款10、諸収入に90万円を追加し、953万円としております。項3予防給付費収入です。

歳入合計、補正前の額17億1,506万9,000円に129万6,000円を追加し、17億1,636万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費に122万円を追加し、4,367万8,000円としております。項1総務管理費、項3運営協議会費です。

款4、地域支援事業費に7万6,000円を追加し、7,691万8,000円としております。項1

包括的支援事業任意事業費です。

款 7、諸支出金に 9 万 1,000 円を追加し、1,771 万 6,000 円としております。項 1、償還金及び還付加算金です。

款 8、予備費から 9 万 1,000 円を減額し、1,964 万 5,000 円としております。項 1、予備費です。

歳出合計、補正前の額、17 億 1,506 万 9,000 円に 129 万 6,000 円を追加し、17 億 1,636 万 5,000 円としております。

今回の補正の主なものは、新予防給付ケアプラン策定委託料の増額に伴いまして介護予防サービス計画費収入も同額の増額とするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 先程一般会計の補正の中で、高齢者福祉の行財政改革の問題が出されましたけれども、高齢者福祉を絞る絞らないというのですね、この介護保険の事業と関係あるのかどうか、それが頭にあるのかどうか町長にお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前 1 時 42 分

再開 午後 1 時 42 分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 高齢者福祉の経費等を絞るのかというようなご質問でございますけれども、私先程答弁しまいたが、中長期的な将来の発展を見据えた町作りと、現在抱えるそういった高齢者福祉については、双方バランスとりながら事業を展開していく必要があるということで、高齢者福祉費を絞るつもりはございません。やはりそこは充実していかないとはいけないと考えておりますし、先程申したのは岐阜市の郡上市のところだったと思いますけれども、そこの 1 例を申し上げたところでございます。そこの市は子育て支援に力を入れるその財源として高齢者福祉費を充てられたということで、そういった市もでございます。私は高齢者福祉、それから将来を見据えた子育て支援、そういったのは両方両立させて双方バランスを取りながら町作りを展開していく必要があるという風に考えております。介護保険とは関係がないという風に認識しております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6 番、荒田議員。

○6 番（荒田 博君） 6 番。議案第47号、令和 6 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、ただいま課長の説明がありました通り、新予防ケアプランの作成に伴う増額でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第47号「令和 6 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号「令和 6 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第48号 令和 6 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（宮本修治君） 日程第 9、議案第48号「令和 6 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 議案第48号、令和 6 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和 6 年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億1,835万円といたします。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によります。

令和 6 年12月13日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款 4、繰入金に 8 万8,000円を追加し、7,136万9,000円としております。項 1、一般会計繰入金です。

款 6、諸収入に 7 万3,000円を追加し、590万2,000円としております。項 4、受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額、2億1,818万9,000円に16万1,000円を追加し、2億1,835万円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費に8万8,000円を追加し、160万8,000円としております。項1、総務管理費及び項2、徴収費です。

款3、保険事業費に7万3,000円を追加し、579万6,000円としております。項1、健康保持増進事業費です。

歳出合計、補正前の額、2億1,818万9,000円に16万1,000円を追加し、2億1,835万円としております。

今回の補正につきましては、主に保険証送付等の通信運搬費の増、それから後期高齢者医療広域連合から貸与されているシステムにつきまして、来年1月に機器更改が予定されてございまして、そのために必要なカラープリンターなどに係るトナーなどの消耗品の増額によるものになります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部について願います。本予算全部です。何かありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 1つだけ、歳出の徴収費の中で補正額が5万円ほど出ています。通信運搬費ということでございますけれども、後期高齢者の徴収につきましては、特別徴収と普通徴収があるのかなと思います。その中でこういった通信運搬費につきましては、普通徴収の方に対する何らかの措置なのかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうかね。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） こちらの通信運搬費につきましては、徴収費の部分ですね。こちらは納税通知書の7月に発送するもの、それから督促、口座が不落になった場合の通知と還付関係の通知するための通信運搬費郵便代になっております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第48号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございしますが、ただいま担当課長の説明がありました通り、歳出で消耗品及び通信運搬費の増ということで16万1,000円の増額の、歳入歳出それぞれ16万1,000

円の補正予算でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第48号「令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号「令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第10「各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生の2つの常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、12月13日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいただきました案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました令和6年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。今年も残すところ後僅かとなりましたが、議員各位におかれましては健康に十分にご留意いただきながら新たな年をお迎えいただきますよう、心から祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、13日に開会、本日17日までの5日間にわたり重要案件を終始熱心に審議

され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位のご意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、輝しい新年をお迎えいただきますようお願い申し上げ、令和6年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後1時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 4 回 定 例 会

令和6年12月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮 本 修 治
編集人 甲佐町議会事務局長 北 野 太
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198